

加賀市公立保育園再編基本計画

平成28年3月

加 賀 市

目次

第Ⅰ章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画期間 1

第Ⅱ章 加賀市の保育園の変遷について

- 1 加賀市の保育園の変遷 2

第Ⅲ章 公立保育園を取り巻く現状と課題

- 1 公立保育園の現状と課題 3
 - (1) 人口・出生数・合計特殊出生率
 - (2) 地区別の就学前児童数
 - (3) 保育園の入園児童数
 - (4) 公立保育園の入園状況
 - (5) 公立保育園の保育士数
 - (6) 公立保育園の運営費
 - (7) 公立保育園の施設の状況
 - (8) 小規模保育園の抱える課題
- 2 公立保育園の休園基準等について 22
 - (1) 公立保育園運営の休園基準
 - (2) 公立保育園の今後の運営説明

第Ⅳ章 再編の実施方針について

- 1 再編の実施方針 23

第Ⅴ章 再編の標準的な手順および具体的なスケジュール 24

第Ⅵ章 資料編 25

- 1 加賀市の保育園の変遷
- 2 公立保育園再編基本計画【基礎資料】
- 3 再編にあたっての意見等について
- 4 加賀市健康福祉審議会条例
- 5 加賀市健康福祉審議会規則
- 6 公立保育園再編基本計画 審議経過
- 7 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）委員名簿

第 I 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の急激な少子化や、子育て世代を取り巻く社会環境の変化、保護者のニーズが多様化している中で、市内の保育園児童数の約3分の2が法人立保育園へ入園する一方で、各地域の公立保育園は小規模化し、子どもの「社会性の育ち」を担保する集団保育の実施が難しくなっています。

そのため、これらの保育の課題に対応し、「子どもたちの健やかな育ち」のための環境を整備することを目的として、公立保育園の再編基本計画を策定するものです。

なお、この計画は、今後、再編を進めていく中で、市内の公立・法人立保育園の定員を踏まえ、待機児童を生むことのない計画とします。

2 計画期間

計画期間は、平成28年度を初年度として、平成36年度までとします。

平成28年度から平成32年度までを前期計画、平成33年度から平成36年度までを後期計画とします。なお、国の動向及び社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、今後の出生数・入園児童数の推移等を見極めながら、3年を目途に検証を行い、計画期間中においても、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第Ⅱ章 加賀市の保育園の変遷について

1 加賀市の保育園の変遷

市内の保育園は、託児所に始まり、様々な形態を経ながら、時代とともに変化してきました。昭和40年前半までは、保育園の約9割が公立保育園でした。

法人立保育園は、時代の変化や保護者のニーズの変化に対応し、その機能を拡充しながら、保育園数を増やしてきました。

【加賀市保育園数の変遷】

年度等	設 置 数								
	旧加賀市			旧山中町			合 計		
	公立	法人立	小計	公立	法人立	小計	公立	法人立	合計
S33年	46	2	48	8	2	10	54	4	58
S43年	39	3	42	7	2	9	46	5	51
S53年	21	8	29	6	3	9	27	11	38
S63年	20	10	30	4	3	7	24	13	37
H10年	19	12	31	4	2	6	23	14	37
H16年 4月	18	12	30	4	2	6	22	14	36
H17年 4月	18	12	30	3	2	5	21	14	35
H17年10月	18	12	30	3	2	5	21	14	35
H18年	18	11	29	3	2	5	21	13	34
H19年	18	11	29	3	2	5	21	13	34
H21年	18	11	29	2	2	4	20	13	33
H23年	17	11	28	2	2	4	19	13	32
H24年	16	11	27	2	2	4	18	13	31
H25年～	15	11	26	2	2	4	17	13	30

第Ⅵ章 資料編「1 加賀市の保育園の変遷」を参照

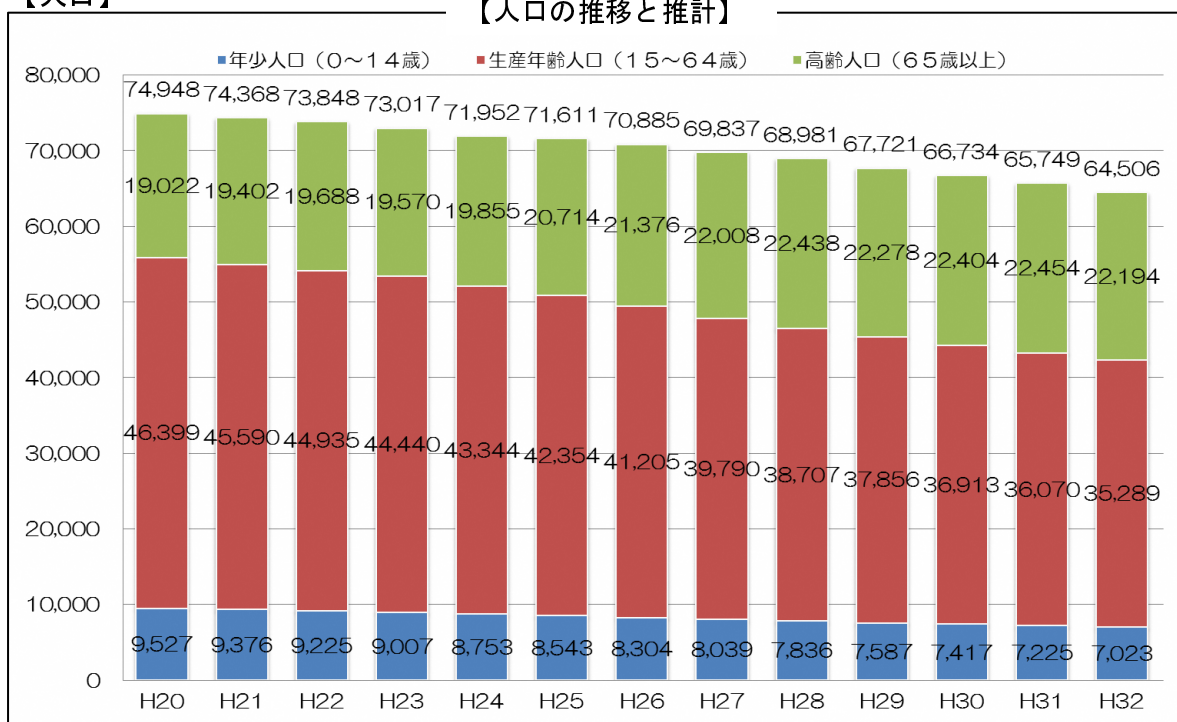
第三章 公立保育園を取り巻く現状と課題

1 公立保育園の現状と課題

(1) 人口・出生数・合計特殊出生率

【人口】

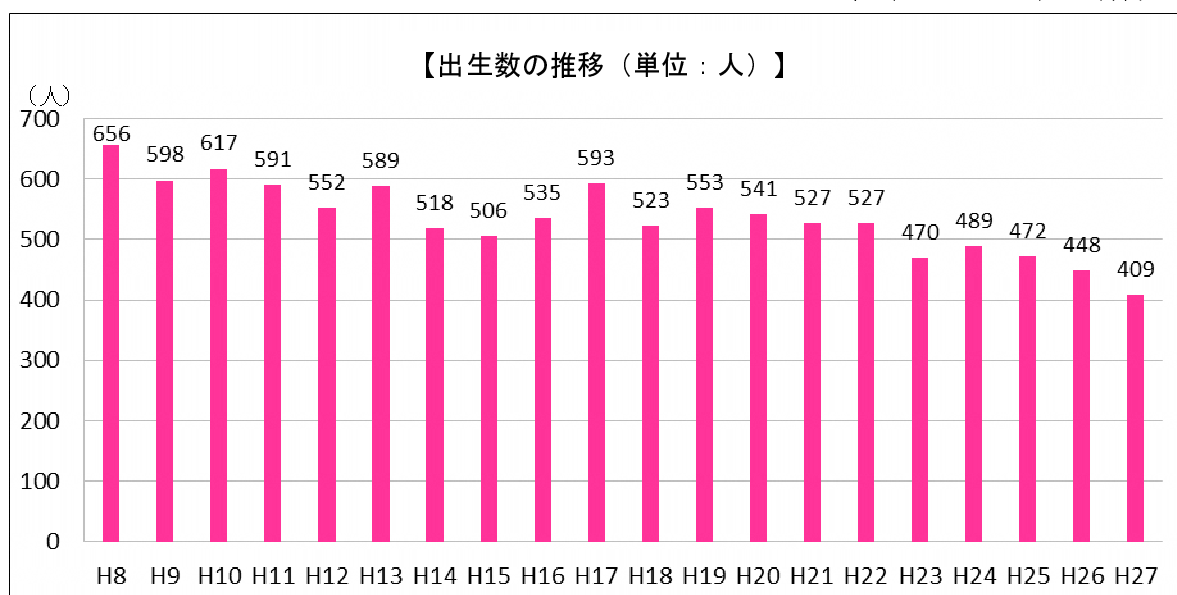
4月1日現在



※平成27年までは実績値、平成28年以降は推計値

【出生数】

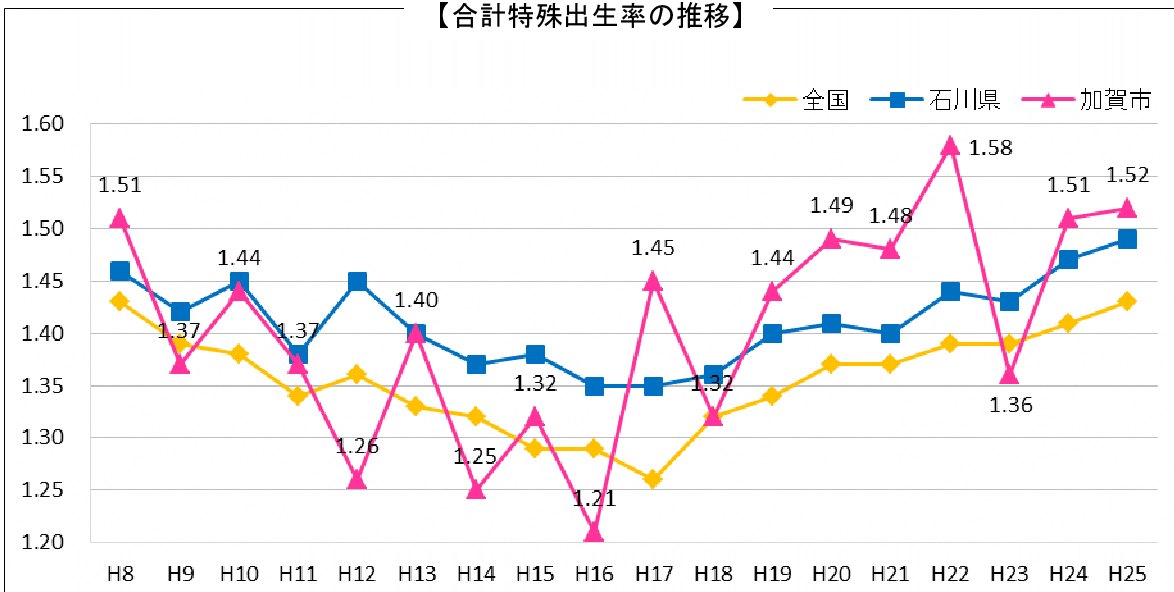
各年(1月~12月)の合計



資料: 加賀市統計書

【合計特殊出生率】

【合計特殊出生率の推移】



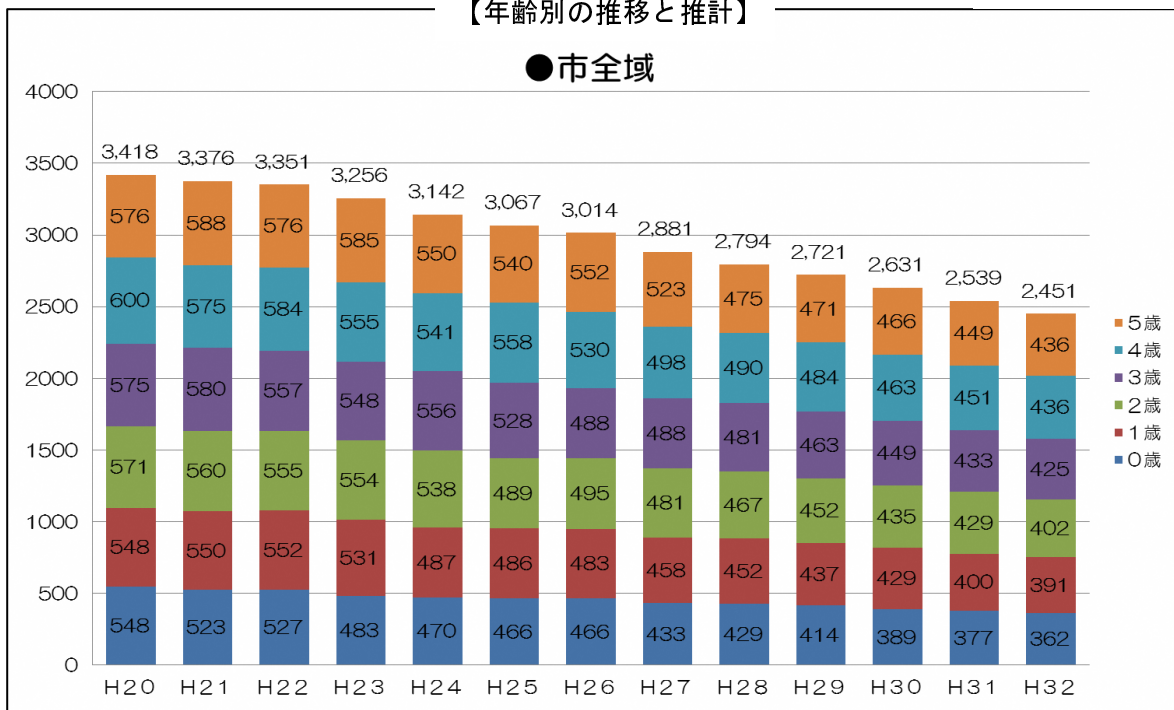
資料：厚生労働省、石川県健康福祉部衛生統計年報、加賀市統計書

(2) 地区別の就学前児童数

【市全域】

4月1日現在

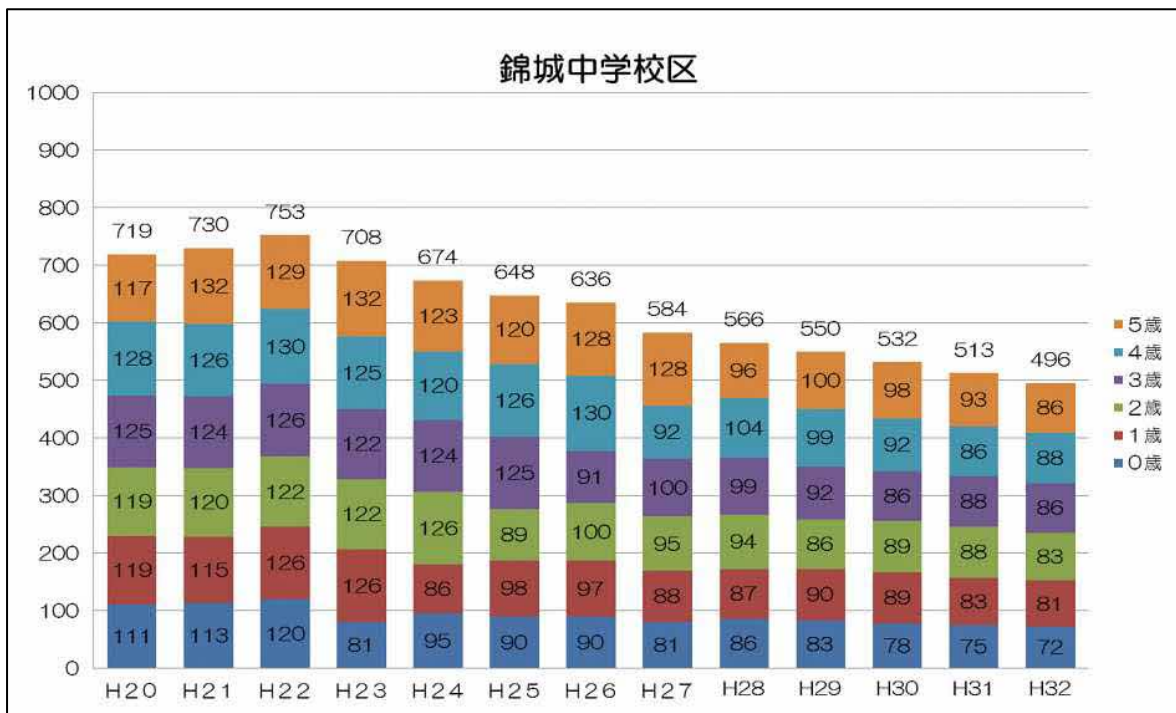
【年齢別の推移と推計】



※平成27年までは実績値、平成28年以降は推計値

【錦城中学校区】

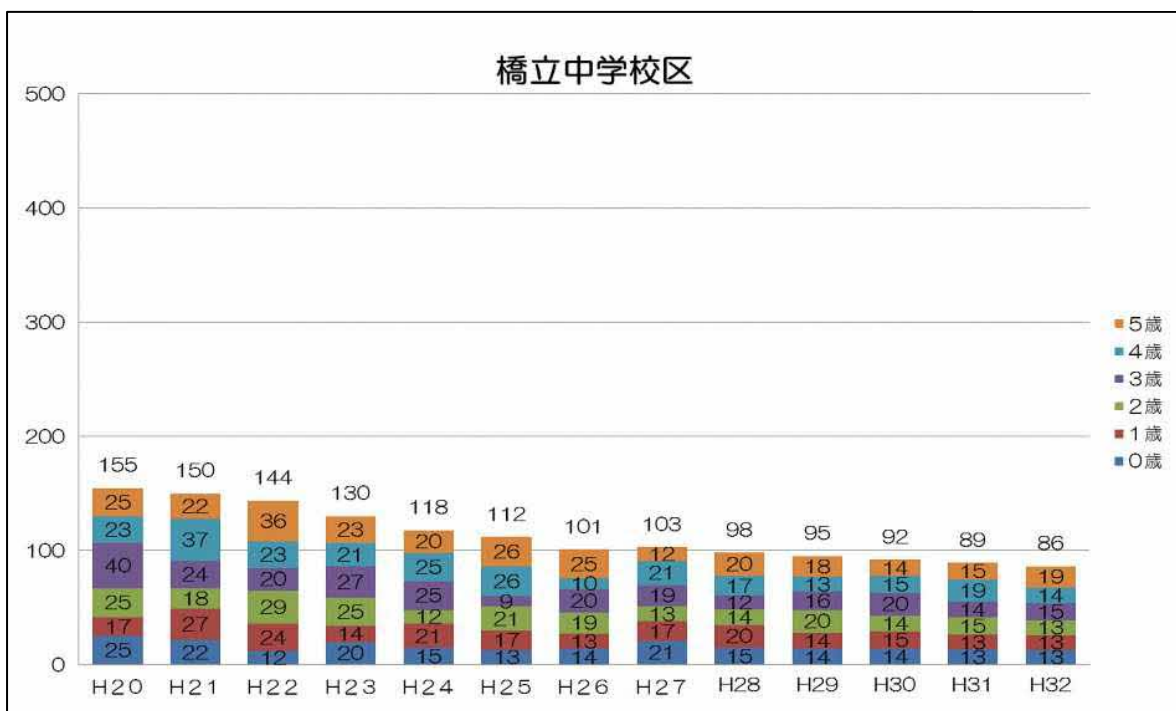
4月1日現在



※平成 27 年までは実績値、平成 28 年以降は推計値

【橋立中学校区】

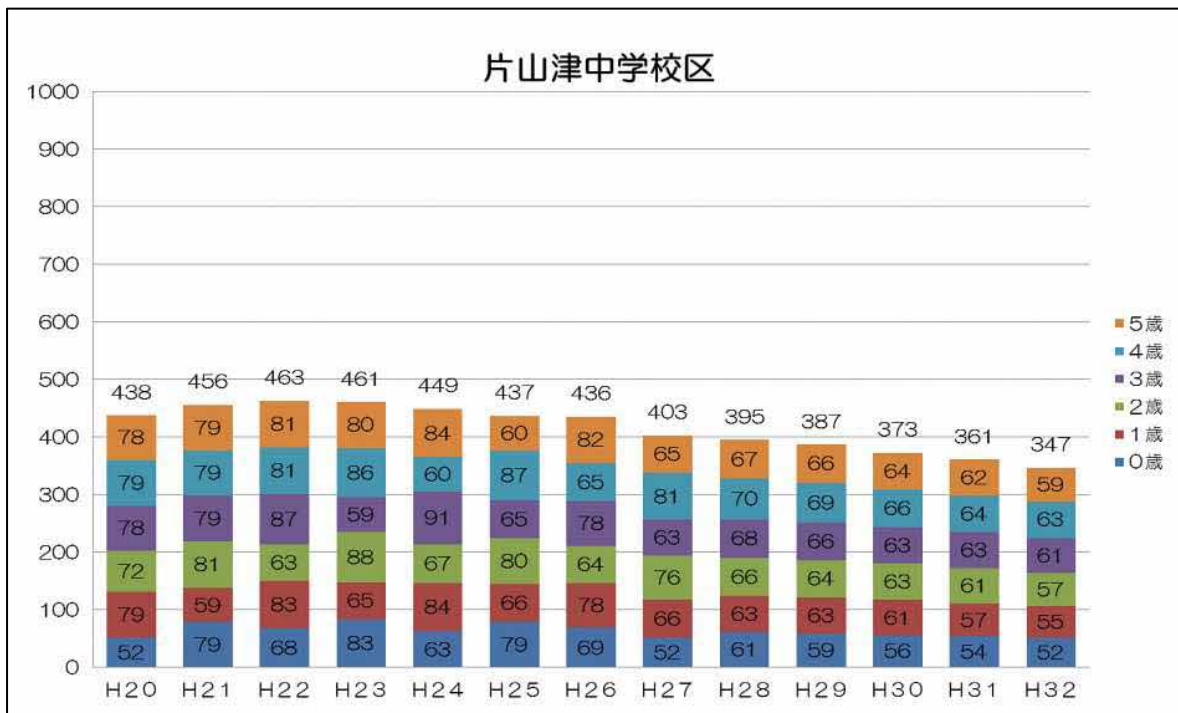
4月1日現在



※平成 27 年までは実績値、平成 28 年以降は推計値

【片山津中学校区】

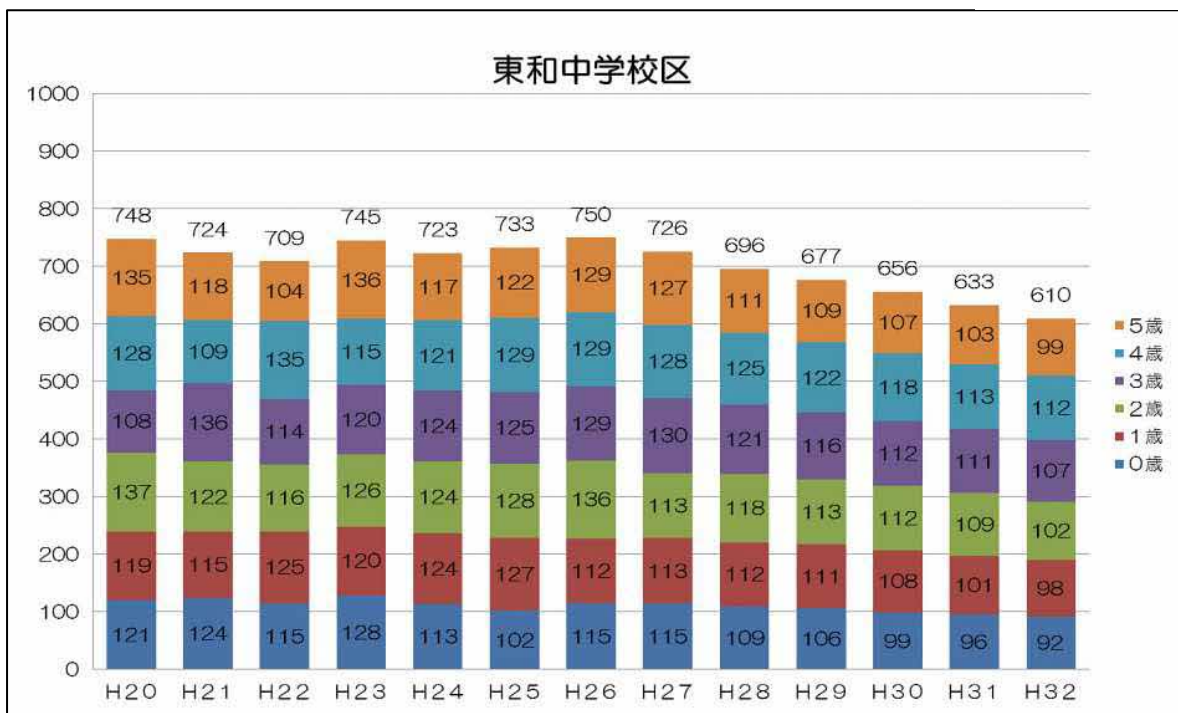
4月1日現在



※平成27年までは実績値、平成28年以降は推計値

【東和中学校区】

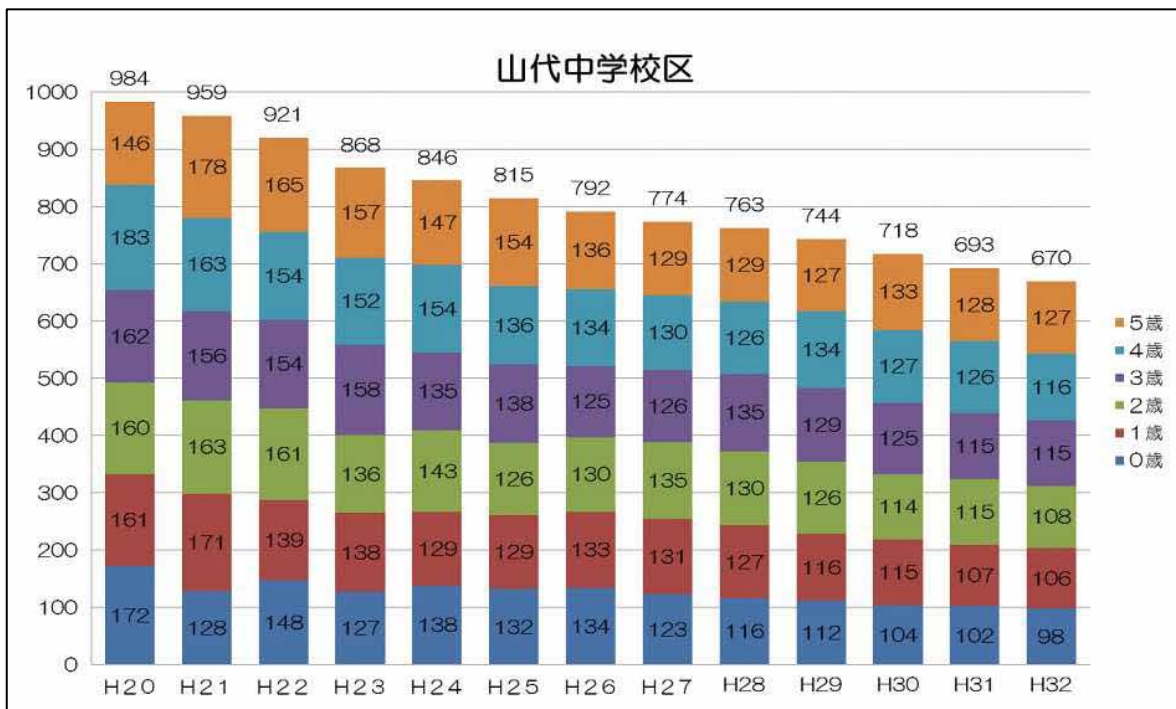
4月1日現在



※平成27年までは実績値、平成28年以降は推計値

【山代中学校区】

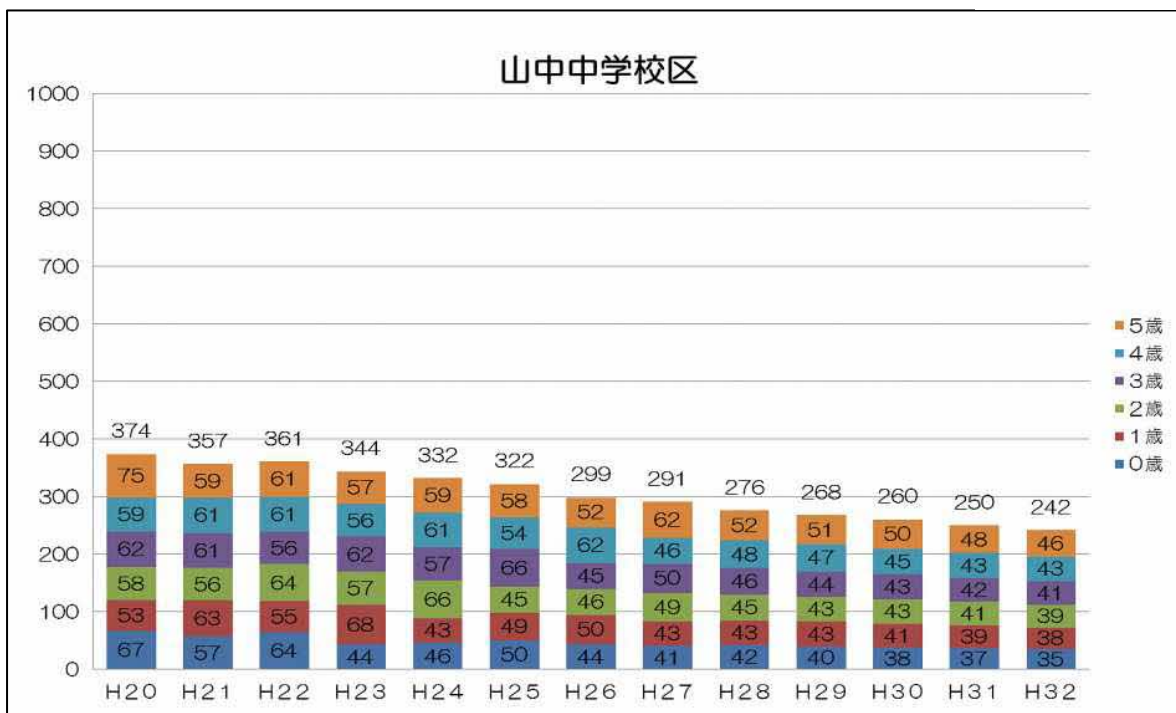
4月1日現在



※平成 27 年までは実績値、平成 28 年以降は推計値

【山中中学校区】

4月1日現在



※平成 27 年までは実績値、平成 28 年以降は推計値

(3) 保育園の入園児童数

【公立保育園 入園児童数の推移と見込み】

※見込は平成28年2月1日現在

各年4月1日現在

【錦城中学校区】

大聖寺	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	68人	66人	58人	59人	60人	60人	63人	60人	46人	45人	33人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	7人	9人	6人	11人

錦城	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	55人	48人	42人	45人	38人	41人	37人	35人	34人	27人	23人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	5人	8人	4人	6人

三木	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	21人	18人	23人	23人	21人	20人	16人	20人	21人	17人	11人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	1人	4人	5人	1人

三谷	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	23人	23人	21人	24人	23人	17人	10人	10人	11人	13人	15人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	2人	3人	7人	3人

【橋立中学校区】

橋立	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	56人	62人	62人	68人	73人	75人	68人	77人	75人	69人	77人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4人	20人	10人	11人	16人	16人

【片山津中学校区】

金明	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	65人	73人	64人	62人	52人	53人	50人	48人	47人	40人	36人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	10人	8人	9人	9人

湖北	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	48人	52人	62人	64人	65人	72人	60人	53人	47人	41人	34人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	4人	13人	6人	11人

潮津	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	27人	28人	29人	27人	26人	20人	14人	14人	16人	14人	11人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	2人	3人	2人	4人

【東和中学校区】

作見	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	66人	56人	64人	53人	59人	59人	52人	52人	57人	55人	52人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	9人	8人	15人	20人

動橋	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	123人	116人	117人	123人	132人	136人	145人	147人	154人	160人	152人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4人	17人	39人	22人	40人	30人

【山代中学校区】

山代	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	38人	40人	36人	35人	32人	39人	31人	25人	18人	21人	15人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	4人	1人	6人	4人

加陽	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	77人	61人	68人	64人	65人	70人	76人	74人	80人	74人	68人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3人	13人	9人	19人	12人	12人

庄	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	71人	68人	61人	59人	47人	52人	43人	47人	34人	36人	41人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	14人	6人	7人	14人

勅使	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	40人	42人	39人	39人	31人	25人	24人	19人	16人	26人	35人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	11人	12人	7人	5人

東谷口	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	28人	27人	21人	23人	19人	18人	21人	20人	21人	22人	28人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	—	10人	7人	5人	6人

【山中中学校区】

山中中央	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	52人	67人	66人	81人	73人	60人	54人	52人	43人	43人	45人

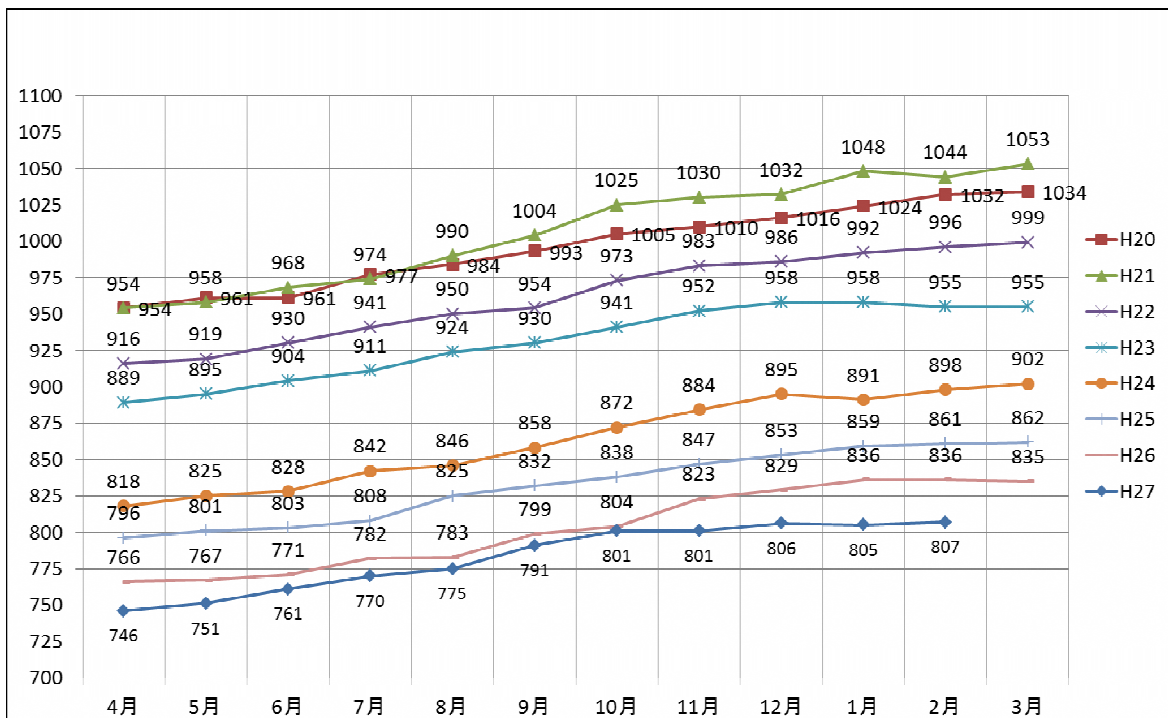
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	9人	5人	9人	11人	11人

河南	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.4見込
	児童数	59人	57人	52人	48人	47人	41人	39人	43人	46人	43人	38人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	3人	5人	12人	10人	8人

【公立保育園 月別入園児童数の推移】

各月1日現在



(4) 公立保育園の入園状況

【錦城中学校区】



H27. 4. 1 現在

公立	定員	入園数	充足率
①大聖寺保育園	60人	45人	75.0%
②錦城保育園	50人	27人	54.0%
③三木保育園	30人	17人	56.7%
④三谷保育園	30人	13人	43.3%
合計	170人	102人	60.0%

法人立	定員	入園数	充足率
⑤たちばな乳幼児保育園	150人	140人	93.3%
⑥清和保育園	110人	100人	90.9%
⑦聖光保育園	140人	140人	100.0%
合計	400人	380人	95.0%

私立	定員	入園数	充足率
⑧かが幼稚園	200人	61人	30.5%

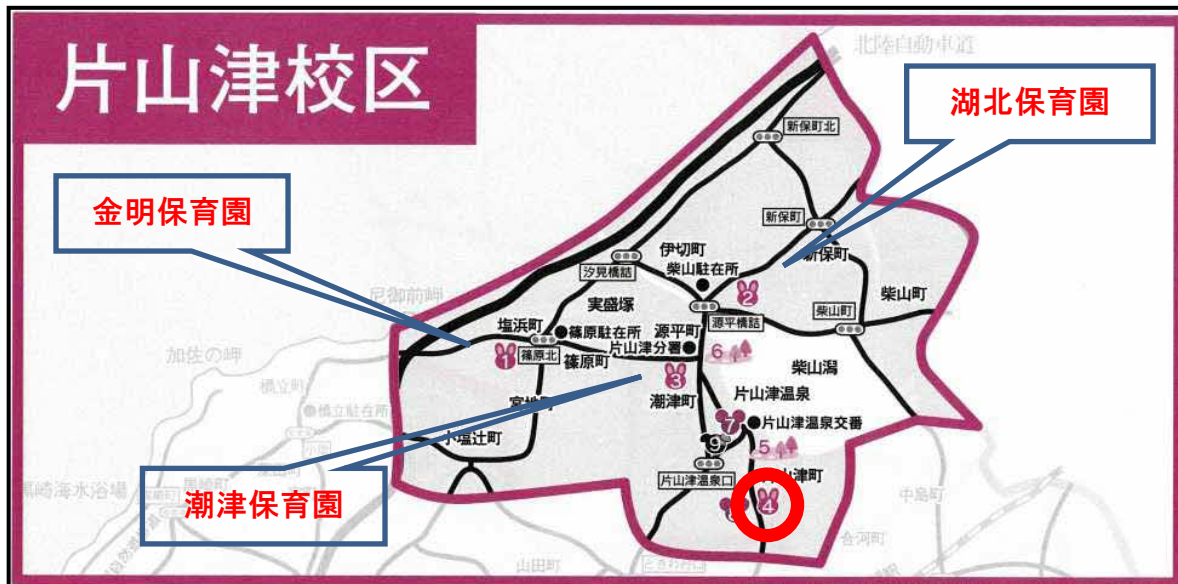
【錦城中学校区】



公立	定員	入園数	充足率
①橋立保育園	95人	69人	72.6%

H27.4.1 現在

【片山津中学校区】

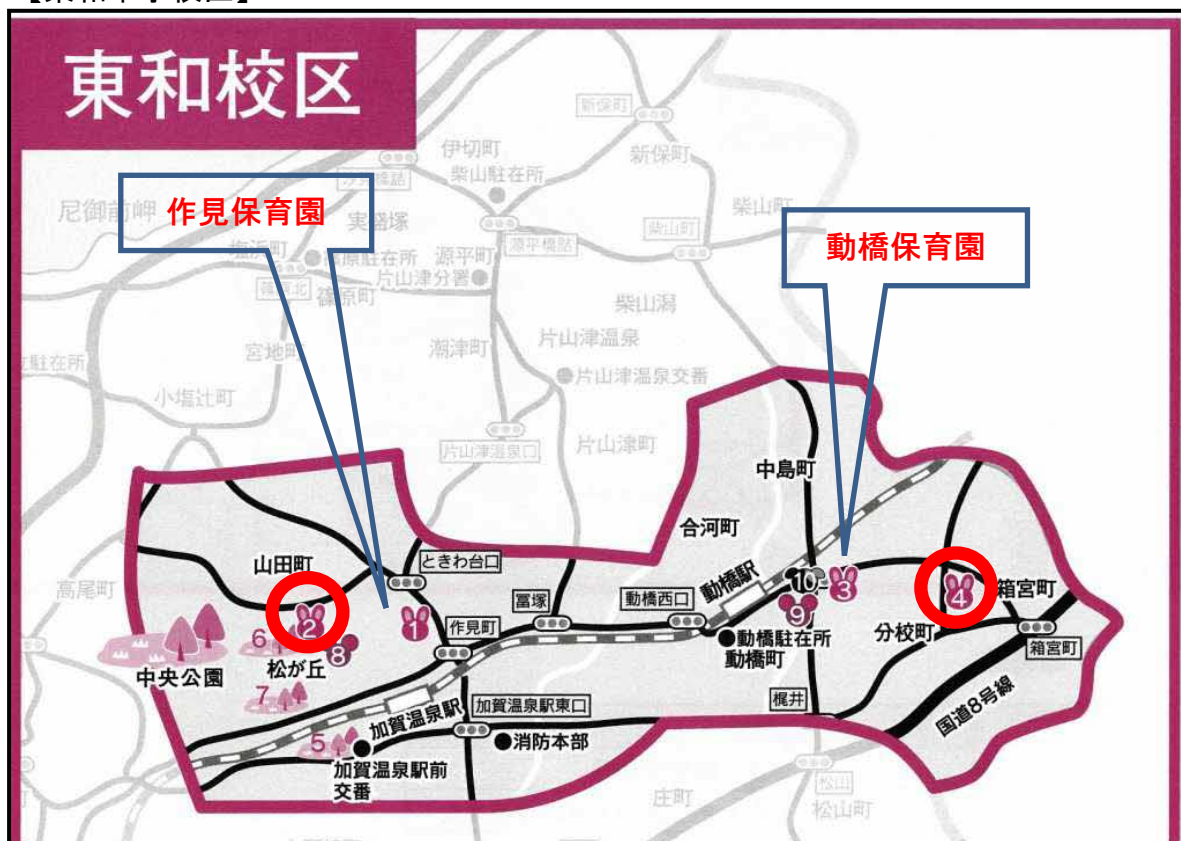


公立	定員	入園数	充足率
①金明保育園	65人	40人	61.5%
②湖北保育園	65人	41人	63.1%
③潮津保育園	30人	14人	46.7%
合計	160人	95人	59.4%

H27.4.1 現在

法人立	定員	入園数	充足率
④キッズランドいなみえん (認定こども園)	240人	227人	94.6%

【東和中学校区】

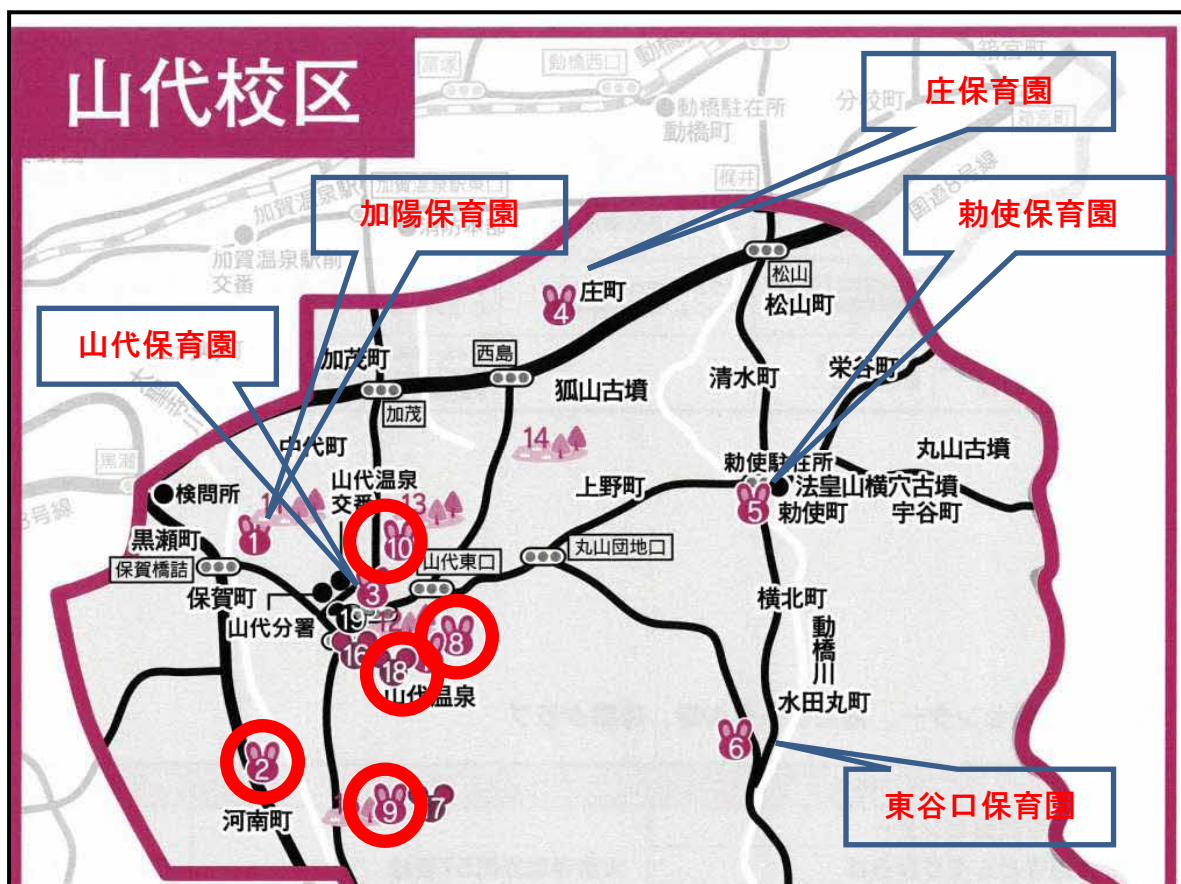


H27.4.1 現在

公立	定員	入園数	充足率
①作見保育園	70人	55人	78.6%
③動橋保育園	165人	160人	97.0%
合計	235人	215人	91.5%

法人立	定員	入園数	充足率
②松が丘保育園	190人	183人	96.3%
④清心保育園	110人	110人	100.0%
合計	300人	293人	97.7%

【山代中学校区】



H27.4.1 現在

	定員	計	充足率
①加陽保育園	80人	74人	92.5%
③山代保育園	40人	21人	52.5%
④庄保育園	60人	36人	60.0%
⑤勅使保育園	40人	26人	65.0%
⑥東谷口保育園	30人	22人	73.3%
合計	250人	179人	71.6%

	定員	計	充足率
②新生保育園	110人	110人	100.0%
⑦やくおうえん	60人	46人	76.7%
⑧第2やくおうえん	20人	14人	70.0%
⑨わかたけ保育園	160人	156人	97.5%
⑩開陽保育園	120人	113人	94.2%
合計	470人	439人	93.4%

【山中中学校校区】



H27.4.1 現在

公立	定員	入園数	充足率
①山中中央保育園	65人	43人	66.2%
②河南保育園	65人	43人	66.2%
合計	130人	86人	66.2%

法人立	定員	入園数	充足率
③山中保育園	80人	78人	97.5%
④山中ふたば保育園	80人	72人	90.0%
合計	160人	150人	93.8%

(5) 公立保育園の保育士数

公立保育園では正規保育士および多様な勤務形態を組み合わせた臨時保育士により、保育を実施しています。

0歳児を中心とした途中入園に応えるため、年度途中で多くの保育士が必要になりますが、年々、フルタイム勤務の保育士の確保が難しくなっており、短時間勤務(パートタイム)の保育士が増加し、人員確保は非常に厳しいものとなっています。

(4月1日現在)

年度	正規	臨時	合計	職員比率	
				正規	臨時
20年度	90人	73人	163人	55.2%	44.8%
21年度	86人	73人	159人	54.1%	45.9%
22年度	79人	76人	155人	51.0%	49.0%
23年度	83人	74人	157人	52.9%	47.1%
24年度	81人	71人	152人	53.3%	46.7%
25年度	84人	71人	155人	54.2%	45.8%
26年度	85人	69人	154人	55.2%	47.8%
27年度	80人	73人	153人	52.3%	47.7%

《参考》

○ 保育士の配置基準(保育士1人あたり)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年 石川県規則第67号)第12条

	基準
0歳児	3人
1歳児	6人
2歳児	6人
3歳児	20人
4歳児	30人
5歳児	30人

○ 異年齢混合保育における加賀市保育士配置基準(保育士1人あたり)

	基準
3歳、4歳、5歳混合	20人
4歳、5歳混合	25人

(6) 公立保育園の運営費

保育園の運営に要する経費は、国、県、市の公費及び利用者負担額（保育料）で賄われています。

また、入園児童数の減少による保育園の小規模化に伴い、公立保育園における入園児童1人あたりの保育費用は、上昇しています。市内最少規模保育園の保育コストは、市内最大規模保育園の約2倍となっています。

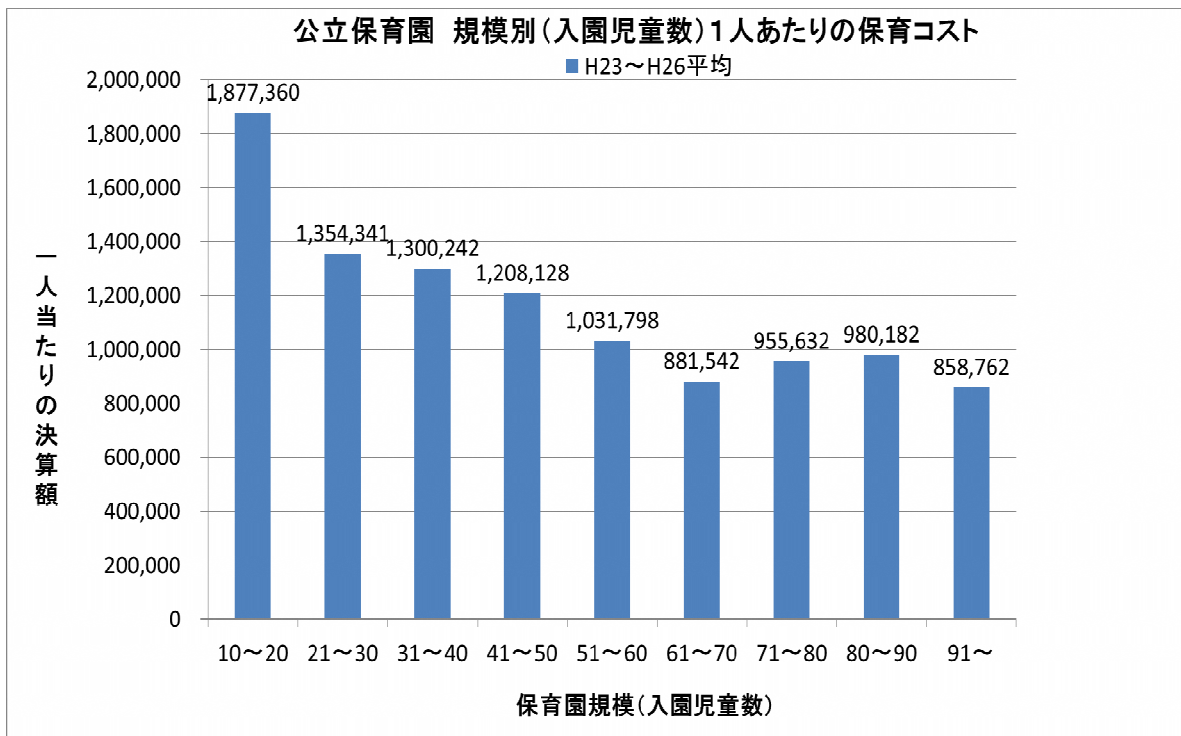
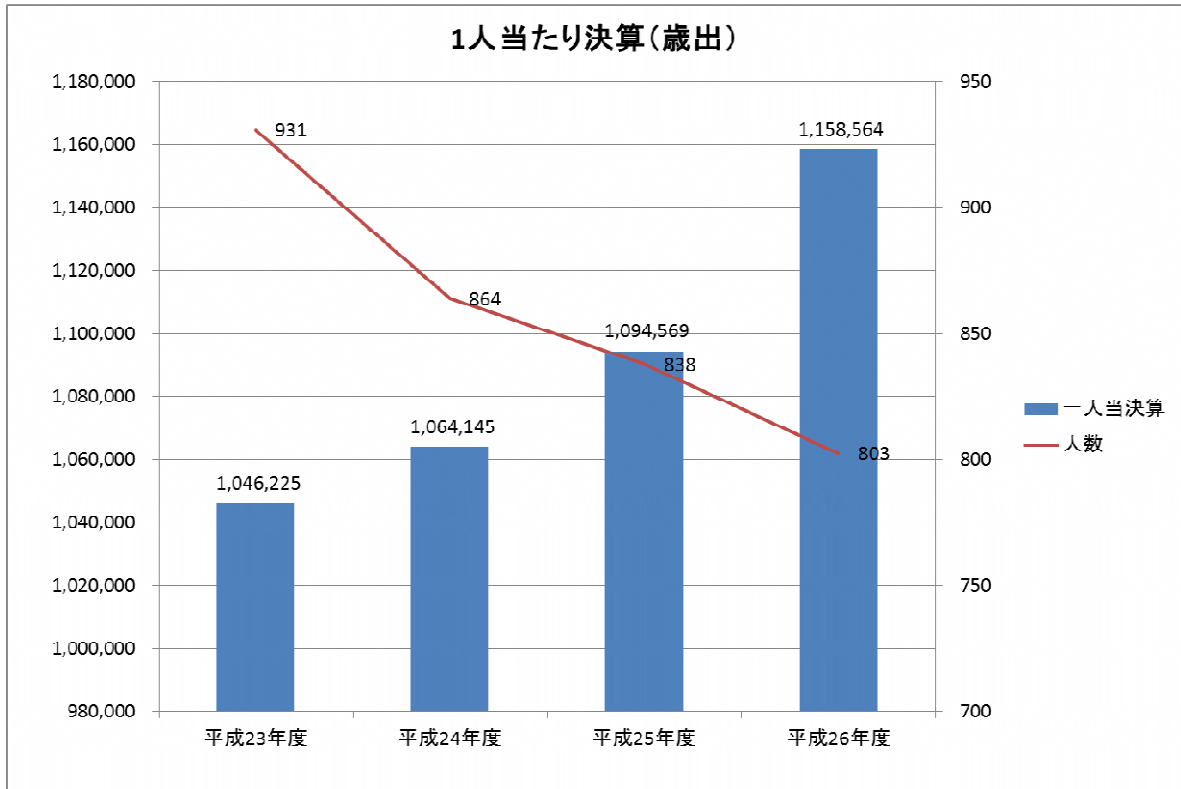
効率的な保育運営の観点からも、適正規模による保育園運営が求められます。

【児童1人あたりの保育コスト(円)】

保育園名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大聖寺保育園	861,296	853,569	855,995	1,100,508
錦城保育園	1,263,036	1,324,658	1,360,304	1,510,564
山代保育園	1,148,698	1,355,676	1,427,627	1,764,863
庄保育園	1,014,558	1,079,123	1,115,726	1,224,054
勅使保育園	1,218,386	1,188,382	1,527,990	1,615,030
東谷口保育園	1,474,093	1,269,677	1,231,937	1,303,556
作見保育園	904,546	1,007,934	1,066,978	1,139,281
金明保育園	1,023,442	851,264	1,003,755	1,078,326
湖北保育園	821,163	889,162	1,005,396	1,081,281
潮津保育園	1,396,233	1,673,964	1,910,206	1,636,656
動橋保育園	875,286	837,141	864,517	858,105
橋立保育園	743,203	838,531	970,982	1,113,495
三木保育園	1,249,008	1,880,115	1,476,213	1,655,745
三谷保育園	1,566,820	2,596,397	2,495,735	2,161,481
南郷保育園	2,007,164	—	—	—
加陽保育園	1,155,022	989,381	1,023,253	995,066
緑丘保育園	1,604,911	2,144,363	—	—
山中中央保育園	985,953	1,028,709	1,064,971	1,263,420
河南保育園	1,260,326	1,338,014	1,281,934	1,211,472
平均保育コスト	1,046,225	1,064,145	1,094,569	1,158,564

※ 三谷保育園には、子育て支援センターの運営費を含まない。

単位：円・人



(7) 公立保育園の施設の状況

昭和40年代後半から50年代前半に建設された施設(11園)が多く、老朽化による修繕費等が増加傾向にあります。また、公共施設マネジメント(基本方針)では、将来の財政見通し等を踏まえて、平成36年度に保育園を現在の50%とする削減目標が掲げられています。

将来を見据えて、保育園を最適に維持管理する取組が必要となっています。

【公立保育園の建築年等】

中学校区	保育園名	床面積 (㎡)	構造	建築年次	備考
大 聖 寺	大聖寺保育園	911.95	RC・1階	S63	
	錦城保育園	618.33	RC・1階	S62	
	三木保育園	636.61	RC・1階	S54	
	三谷保育園	536.16	RC・1階	H04	
山 代	山代保育園	582.51	RC・1階	H02	
	加陽保育園	587.48	RC・1階	H07	
	庄保育園	735.57	RC・1階	S52	
	勅使保育園	659.50	RC・1階	S50	
	東谷口保育園	521.02	W・1階	H10	
片 山 津	金明保育園	757.60	RC・1階	S48	
	(増築棟)	80.15	RC・1階	S55	
	湖北保育園	609.20	RC・1階	S46	
	(増築棟)	79.14	RC・1階	S55	
	潮津保育園	287.60	RC・1階	S46	
	(増築棟)	98.00	RC・1階	S51	
橋 立	橋立保育園	857.18	RC・1階	S48	
東 和	作見保育園	1,017.22	RC・1階	S50	H28改修予定
	動橋保育園	1,144.50	RC・1階	S50	H28改修予定
山 中	山中中央保育園	803.53	RC・1階	S50	
	河南保育園	771.05	RC・1階	S51	

※ 構造：Wは木造、RCは、鉄筋コンクリート造

(8) 小規模保育園の抱える課題

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、集団保育による子どもの社会性、協調性、忍耐力等を身につけるためのクラス編成や集団活動の保障等を考慮する必要があります。

～人的環境～

- ・ 異年齢児混合クラス編成
- ・ 限られた大人との関わり

～自主・自立の態度～

- ・ 細やかな対応 ⇔ 児童への過干渉

～子ども相互の関係作り～

- ・ 関係性の固定化 ⇒ 他人からの刺激

～集団活動の効果～

- ・ 集団遊び経験が少ない ⇒ 想像力の広がり

～けんかや葛藤の経験～

- ・ 我慢、譲り合いの気持ちの醸成の機会

～多様な経験～

- ・ 行事、遊びの小規模化 ⇒ 活発な活動機会
協同の機会

2 公立保育園の休園基準等について

平成20年3月に次のとおり休園基準等を定めています。

(1) 公立保育園運営の休園基準

子どもたちの集団体験の確保等の質を維持するため、また、効率的な運営等を踏まえ、20名以上の園児による保育園運営を実施します。

新年度の入園申込終了時点において、2年連続で20人未満の入園児童数となる場合で、かつ、年度途中の入園児童数を見込んでも20人以上の確保が困難な場合は、休園のための協議を行います。

ただし、新年度の入園申込終了時点で、入園見込み児童数が10人未満となる場合は、休園します。

【これまでの公立保育園の休園（廃園）施設について】

保育園名	休園年月日	備考
若美弥保育園	平成21年4月	
橋立南保育園	平成23年4月	
南郷保育園	平成24年4月	
緑丘保育園	平成25年4月	

※ 上記の4園は、既に廃園となっている。

(2) 公立保育園の今後の運営説明

新年度の入園申込み前の10月初旬頃に次の内容を保護者と地区に説明します。

- ① 入園申込受付期間は、毎年11月1日～11月15日まで
- ② 受付終了後、毎年度4月の児童数(見込)により次のとおり対応します。
[休園] 10人未満の場合、[休園協議] 20人未満の場合
- ③ 休園児童への支援

休園年度に入園申込みを行った児童が卒園するまでの期間は、登降園時にタクシー(送迎補助者1名が同行)による送迎を行います。

第Ⅳ章 再編の実施方針について

1 再編の実施方針

子どもの「社会性の育ち」を担保する集団保育の観点から、適正規模による保育園運営を目指します。

- (1) 公立保育園の1クラスあたりの標準規模は、20人程度を目指す。
- (2) 再編は、児童数30人未満の小規模園を優先して行うこととし、最長で3年間を目途に統合する。
- (3) 児童数30人以上80人未満の標準未満園は、暫定的に継続することとし、児童数の推移を見ながら再編時期の検討を行う。
- (4) 法人立保育園が乳児保育や特別保育を担ってきた歴史的背景や法人立保育園のキャパシティ、地域の児童数推計等を踏まえ、民間活力を効果的に活用しながら、法人立保育園・公立保育園の協働のもと、再編を実施する。
- (5) 再編は中学校区を基本とするが、再編後の公立保育園は地域の子育て支援の拠点施設と位置付ける。

なお、第Ⅲ章 2(1)の公立保育園運営の休園基準については、今後も継続して適用する。

第V章 再編の標準的な手順および具体的なスケジュール

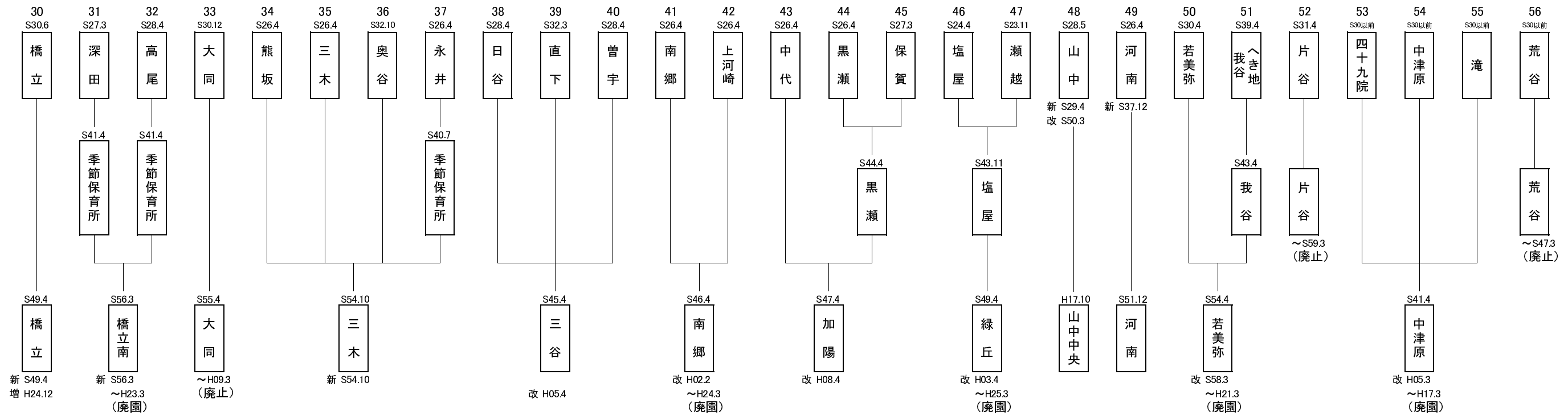
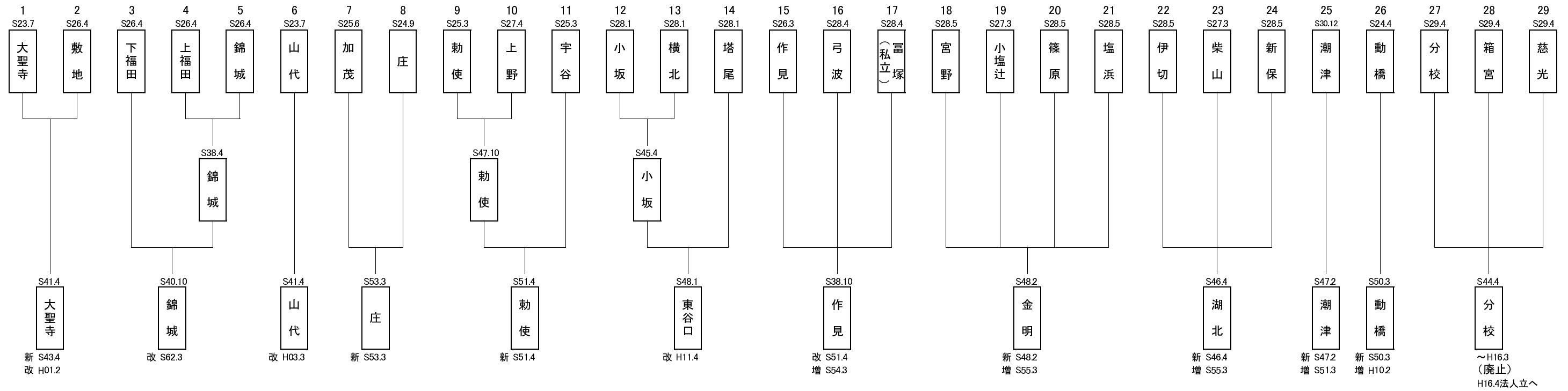
校区	No	保育園	定員 (人)	児童数 (人)	H28.4	H33.4	H37.4
錦城	1	大聖寺保育園	60	45	4	1	1
	2	錦城保育園	50	27			
	3	三木保育園	30	17			
	4	三谷保育園	30	13			
	小計		170	102			
橋立	1	橋立保育園	95	69	1	↔	1
片山津	1	金明保育園	65	40	3	2	1
	2	湖北保育園	65	41			
	3	潮津保育園	30	14			
	小計		160	95			
東和	1	作見保育園	70	55	2	↔	2
	2	動橋保育園	165	160			
	小計		235	215			
山代	1	加陽保育園	80	74	5	2	1
	2	山代保育園	40	21			
	3	庄保育園	60	36			
	4	勅使保育園	40	26			
	5	東谷口保育園	30	22			
	小計		250	179			
山中	1	山中中央保育園	65	43	2	2	1
	2	河南保育園	65	43			
	小計		130	86			
合計			1,040	746	17	10	7

第Ⅵ章 資料編

- 1 加賀市の保育園の変遷
- 2 公立保育園再編基本計画【基礎資料】
 - (1) 基礎情報
 - (2) 保育施設の状況等
 - (3) その他の状況等
 - (4) 法人立保育施設の状況等
- 3 再編にあたっての意見等について
 - (1) 小規模保育園における「今後の運営」に関する説明会から（保護者等）
 - (2) 公立保育園における保育士等の意見から
- 4 加賀市健康福祉審議会条例
- 5 加賀市健康福祉審議会規則
- 6 公立保育園再編基本計画 審議経過
- 7 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）委員名簿

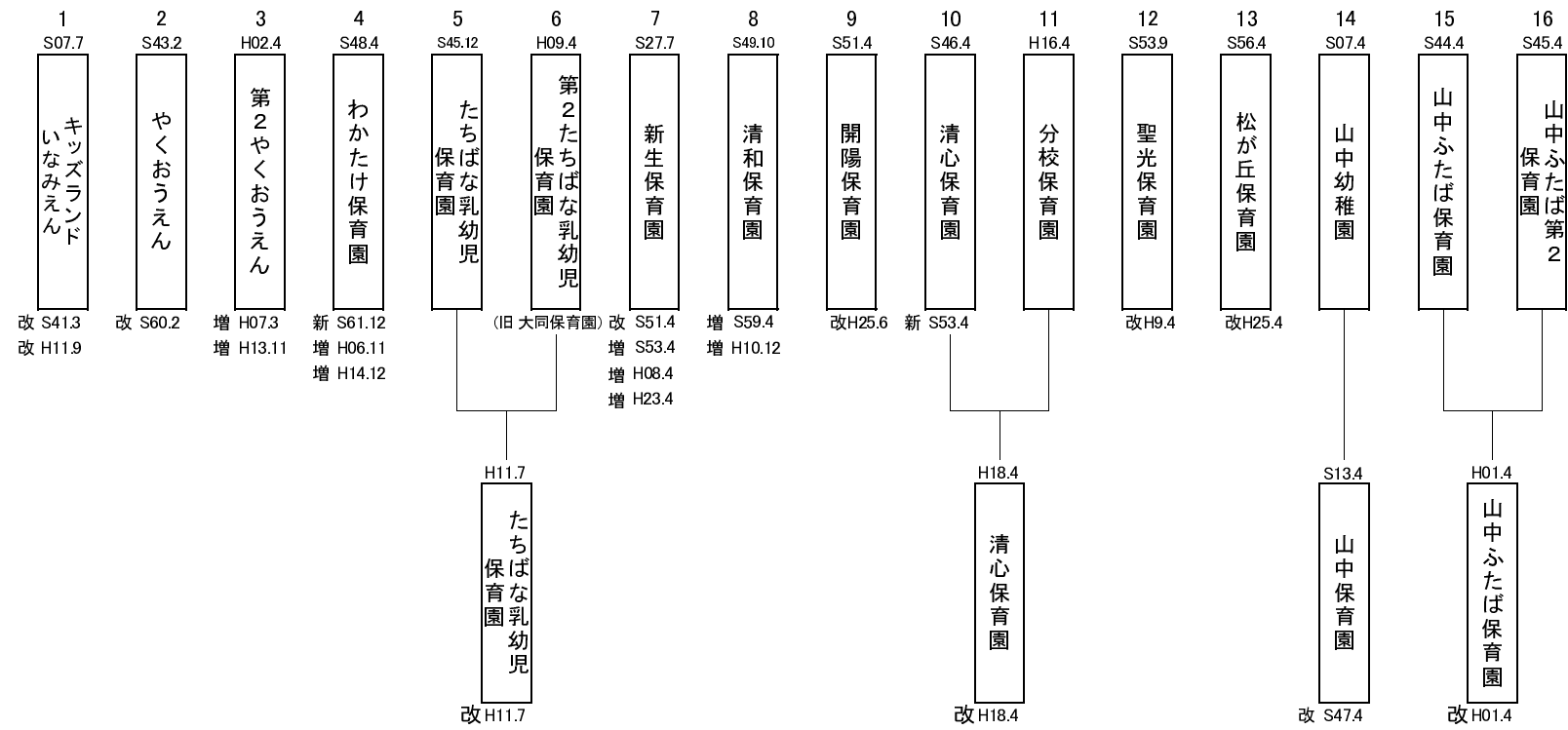
1 加賀市の保育園の変遷

公立



1 加賀市の保育園の変遷

法人



○凡例

- 改改築
: 建築物の全部若しくは一部を除却し、用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てること
- 増増築
: 既存の建築物全体を取り壊すのではなく、一部を改造するもので、かつ、床面積が増加する建築物を建てること
- 新新築
: 基本的に創設時に建築物を新たに建てること

2 公立保育園再編基本計画【基礎資料】(H27.4.1現在)

(1) 基礎情報

項目																	
基礎情報	中学校区名	錦城中学校区				橋立中学校区	片山津中学校区			東和中学校区		山代中学校区				山中中学校区	
	地区名	大聖寺・三木・三谷・南郷・塩屋				橋立	片山津・金明・湖北			作見・動橋・分校		山代・庄・勅使・東谷口				温泉・河南・西谷・東谷	
	人口	17,844人				2,988人	9,473人			14,084人		17,190人				8,258人	
	就学前児童数(0~5歳児)	650人				102人	403人			728人		709人				291人	

(2) 保育施設の状況等

保育園の状況	公立保育園施設名	大聖寺	錦城	三木	三谷	橋立	金明	湖北	潮津	作見	動橋	山代	加陽	庄	勅使	東谷口	河南	山中中央	
	定員数 合計	170人				95人	160人			235人		250人				130人			
	定員数	60人	50人	30人	30人	95人	65人	65人	30人	70人	165人	40人	80人	60人	40人	30人	65人	65人	
	入園児童数 合計	102人				69人	95人			215人		179人				86人			
	入園児童数	45人	27人	17人	13人	69人	40人	41人	14人	55人	160人	21人	74人	36人	26人	22人	43人	43人	
	充足率 合計	60.0%				72.6%	59.4%			91.5%		71.6%				66.2%			
	充足率	75.0%	54.0%	56.7%	43.3%	72.6%	61.5%	63.1%	46.7%	78.6%	97.0%	52.5%	92.5%	60.0%	65.0%	73.3%	66.2%	66.2%	
施設の状況	床面積(m ²)	911.95	618.33	636.61	536.16	857.18	837.75	688.34	385.60	1,017.22	1,144.50	582.51	587.48	735.57	659.50	521.02	771.05	803.53	
	構造	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・2F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	木造・1F	RC造・2F	RC造・1F
	建築年次	S63	S62	S54	H4	S48	S48・S55	S46・S55	S46・S51	S50	S50	H2	H7	S52	S50	H10	S51	S50	
	耐震判定	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	その他の補強	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×
	受入年齢	2歳~	2歳~	2歳~	2歳~	4ヵ月後~	2歳~	2歳~	2歳~	2歳~	4ヵ月後~	2歳~	4ヵ月後~	2歳~	2歳~	2歳~	2歳~	1歳~	1歳~
	延長、一時、健やかふれあい保育、マイ保育園、園開放	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子育て支援センター				「すこやか」														
備考										H28改修予定	H28改修予定								

(3) その他の状況等

その他	入園率(公立入園児童+法人立入園児童)/就学前児童	74.2%				67.6%	79.9%			69.8%		87.2%				81.1%		
	1人当り保育コスト(円)【H26】	1,100,508	1,510,564	1,655,745	2,950,010 <small>※子育て支援センターを含む</small>	1,113,495	1,078,326	1,081,281	1,636,656	1,139,181	858,105	1,764,863	995,066	1,224,054	1,615,030	1,303,556	1,211,472	1,263,420
	施設のキャパシティ(過去の最大定員数)	130人	85人	50人	60人	95人	150人	100人	60人	105人	170人	75人	80人	100人	95人	45人	100人	90人
	防災状況(津波・洪水・土砂災害)	○	洪水 浸水深 0.5m未満	洪水 浸水深 0.5m未満	○	○	○	○	洪水 浸水深 0.5~1m未満	○	洪水 浸水深 0.5m未満	○	○	○	浸水深 0.5~1m未満	○	○	○
規模	小規模園【入園児童 30人未満】	●	●	●				●			●			●	●			
	標準未満園【入園児童 30人~80人未満】	○				○	○	○	○		○	○	○				○	○

(4) 法人立保育施設の状況等

法人立保育園の状況	法人立保育園施設名	たちばな乳幼児	清和	聖光	-	-	キッズランドいなみえん			松が丘	清心	やくおうえん	わかたけ	新生	開陽	第2やくおうえん	山中ふたば	山中
	定員数 合計	400人				-	240人			300人		470人				160人		
	定員数	150人	110人	140人	-	-	240人			190人	110人	60人	160人	110人	120人	20人	80人	80人
	入園児童数 合計	380人				-	227人			293人		439人				150人		
	入園児童数	140人	100人	140人	-	-	227人			183人	110人	46人	156人	110人	113人	14人	72人	78人
	充足率 合計	95.0%				-	94.6%			97.7%		93.4%				93.8%		
	充足率	93.3%	90.9%	100.0%	-	-	94.6%			96.3%	100.0%	76.7%	97.5%	100.0%	94.2%	70.0%	90.0%	97.5%

3 再編にあつたつての意見等について

(1) 小規模保育園における「今後の運営」に関する説明会から（保護者等）

- ・ 休園時期が決定していない中で、今後の運営に関する説明があっても不安である。
- ・ 方針は、早く決めた方がよい。見込を持ってないことが不安である。
- ・ 公立保育園でも乳児を受け入れることができないか。
- ・ 公立保育園でも早朝・延長保育ができないか。
- ・ 地区に保育園、小学校が必要なので残したい。
- ・ 合併という選択肢はないのか。
- ・ 同年齢の集団の育ちもあるが、異年齢の縦割りの育ちもある。
- ・ 小規模保育園だから入園させている。

(2) 公立保育園における保育士等の意見から

① 子どもの減少に伴う保育への影響（小規模保育園）について

- ・ 親も子もまとまりのあるグループができる。
- ・ ゆっくり落ち着いた取組ができる。
- ・ 丁寧な保育ができる。
- ・ 大きい子は、小さい子の面倒をみて思いやりの心が育ち、小さい子は大きい子の姿をみて成長する。
- ・ 年長児(5歳児)が3・4歳児等のお世話をすることができる。
- ・ グループから外れた場合に孤立につながる。
- ・ 遊びの盛り上がり、まとまりが難しい。
- ・ 大勢にもまれる機会が少ない。
- ・ 1つのものを話し合い、協働して作りあげる遊びが難しい。
- ・ 必要以上に子どもに関わり過ぎる傾向がある。
- ・ 様々な保育士と関わる機会が少ない。
- ・ 行事の持ち方が難しい。
- ・ 保育の視点が、固定的になる。
- ・ 同じ発達段階にある子どもたちから刺激を受ける機会が少ない。
- ・ 友達との力関係が固定化しやすい。
- ・ 年長児中心の遊びとなりやすく、3歳児、4歳児の発達段階に応じた経験が難しい。

(2) 公立保育園における保育士等の意見から

② 再編にあたっての配慮について

- ・説明は、祖父母や地域にも行う方がよい。
- ・保育を通じた子どもの発達過程と支援について、分かりやすく説明を行う方がよい。
- ・小学校とのつながりを見据えた方がよい。
- ・保育士の異動先を考慮した方がよい。
- ・見通しの持てる再編の予定を伝える方がよい。
- ・支援が必要な子の保護者の意見を反映させる方がよい。
- ・保育士間で子どもの状況を共有する方がよい。
- ・適切な通園手段を確保する方がよい。
- ・休園後の保育園を有効に活用する方がよい。
- ・時間、機会を十分確保し、交流保育を行い、

集団保育の大切さを知ってもらう方がよい。
給食を食べ、お昼寝も体験する方がよい。
保護者同士の交流の機会を持つ方がよい。

③ 公立保育園の役割について

- ・子育ての相談機能を充実する方がよい。
- ・要保護児童の支援を充実する方がよい。
- ・障がいのある児童の支援を充実する方がよい。
- ・休日保育を実施する方がよい。
- ・看護師等の専門職を配置し、個別の配慮を要する子の支援を行う方がよい。

4 加賀市健康福祉審議会条例

(設置)

第1条 本市の健康及び福祉施策の推進について調査審議するため、加賀市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 地域福祉に関する事項
- (2) 高齢者に関する事項
- (3) 障害者に関する事項
- (4) こどもに関する事項
- (5) 健康に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康及び福祉施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係機関又は団体が推薦する者
- (3) 福祉関係機関又は団体が推薦する者
- (4) 地域関係団体が推薦する者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会委員の任期)

第4条 審議会の委員(以下「審議会委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、次に掲げる分科会を置く。

(1) 高齢者分科会

(2) 障害者分科会

(3) こども分科会

(4) 健康分科会

2 審議会は、前項の分科会の決議(審議会の会長が認める決議に限る。)をもって、審議会の決議とすることができる。

(分科会の委員等)

第8条 前条第1項に規定する分科会は、委員20人以内をもって組織する。

2 分科会に属すべき審議会委員は、審議会の会長が指名する。

3 前項の委員以外の分科会の委員(以下「分科会委員」という。)は、学識経験を有する者等のうちから、審議会の会長の推薦に基づき市長が委嘱し、又は任命する。

4 分科会に会長を置き、当該分科会に属する審議会委員及び分科会委員の互選により定める。

5 第4条の規定は分科会委員に、第6条の規定は分科会の会議に準用する。

(専門部会)

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第10条 審議会及び分科会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は福祉担当課において処理し、次の各号に掲げる分科会の庶務はそれぞれ当該各号に定める業務担当課において処理する。

- (1) 高齢者分科会 高齢者担当課
 - (2) 障害者分科会 障害者担当課
 - (3) こども分科会 こども担当課
 - (4) 健康分科会 健康担当課
- (委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された審議会委員及び分科会委員の任期は、第4条又は第8条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

5 加賀市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市健康福祉審議会条例(平成17年加賀市条例第119号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、加賀市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の付議)

第2条 審議会の会長は、市長の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

(分科会の所掌事務)

第3条 条例第7条第1項各号に規定する分科会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者分科会

- ア 高齢者福祉計画に関する事項
- イ 介護保険事業計画に関する事項
- ウ 公的介護施設等の計画及び整備に関する事項
- エ 地域包括支援センターの運営に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の福祉を推進するために必要な事項

(2) 障害者分科会

- ア 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、障がい者福祉を推進するために必要な事項

(3) こども分科会

- ア 次世代育成支援対策地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- イ 子ども・子育て会議に関する事項(子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務)
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童福祉を推進するために必要な事項

(4) 健康分科会

- ア 健康増進計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(分科会の副会長)

第4条 条例第8条第4項の会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代理するため、分科会に副会長を置くことができる。

2 副会長は、分科会の委員の互選により定める。

(専門部会)

第5条 条例第9条の専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。

(委員の除斥)

第6条 議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の加賀市健康福祉審議会規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の加賀市健康福祉審議会規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

6 公立保育園再編基本計画 審議経過

年月日		内容
平成 26年	12月17日	平成26年度第5回健康福祉審議会こども分科会 (平成26年度第5回子ども・子育て会議) 1. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(原案)の作成・審議について 2. 公立保育園のあり方及び方向性について 3. 今後のスケジュール
平成 27年	1月28日	平成26年度第6回健康福祉審議会こども分科会 (平成26年度第6回子ども・子育て会議) 1. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(案)の確定について 2. 公立保育園の再編計画について 3. 今後のスケジュール
	7月8日	平成27年度第1回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第1回子ども・子育て会議) 1. 「健康福祉審議会こども分科会(子ども・子育て会議)」について 2. 「子ども・子育て支援事業計画」の概要について 3. 平成27年度「子育て支援施策主要事業」の概要について 4. 「公立保育園再編基本計画」策定に関する基本方針について 5. その他
	8月12日	平成27年度第2回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第2回子ども・子育て会議) 1. 第1回こども分科会の質疑等から 2. 公共施設マネジメントについて 3. 再編に向けたこれまでの検討の経過とその内容について 4. その他
	9月30日	平成27年度第3回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第3回子ども・子育て会議) 1. 加賀市の保育園数の変遷と今後について 2. 公立保育園の休園基準に基づく経過と今後について 3. 基礎データ等について 4. 公立保育園再編に向けた課題の整理について 5. 第2回こども分科会の質疑等から 6. その他
	11月11日	平成27年度第4回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第4回子ども・子育て会議) 1. 第3回こども分科会の質疑等から

		<ul style="list-style-type: none"> 2. 公立保育園の今後の運営について（説明会から） 3. 公立保育園再編に向けた課題の整理について 4. 加賀市公立保育園 再編基本計画（素案）について 5. 公立保育園の再編計画（未定稿） 6. その他 児童センターの休館日の変更について
平成 28年	1月13日	<p>平成27年度第5回健康福祉審議会こども分科会 （平成27年度第5回子ども・子育て会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 第4回こども分科会の質疑等から 2. 加賀市公立保育園 再編基本計画（素案）について 3. その他 平成27年度子育て支援施策の実施状況について 今後のスケジュール（案）について
	2月10日	<p>平成27年度第6回健康福祉審議会こども分科会 （平成27年度第6回子ども・子育て会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 加賀市公立保育園 再編基本計画（案）について 2. 再編基本計画の答申について 3. 今後のスケジュールについて 4. 子育て支援事業等について

7 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）委員名簿

No.	役職	氏名	団体名等
1	会長	近藤裕成	加賀市医師会
2	副会長	山下悟	加賀市社会福祉法人立保育園連合会
3	委員	福井逸子	金沢星稜大学
4	〃	河原廣子	NPO法人 かもママ
5	〃	中西修一	加賀市教育委員会
6	〃	高橋晴美	加賀市民生委員児童委員協議会
7	〃	宮林直樹	連合石川かが地域協議会
8	〃	辻豊	社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会
9	〃	角谷直樹	一般社団法人 加賀労働基準協会
10	〃	渡邊毅	加賀市区長会連合会
11	〃	酢谷恭子	加賀商工会議所
12	〃	北川ちあき	みらい子育てネット 加賀市地域活動連絡協議会
13	〃	菅谷幸一	石川県南加賀保健福祉センター
14	〃	山畑秀徳	公益社団法人 加賀青年会議所
15	〃	車佳代子	加賀市女性協議会
16	〃	山口美幸	加賀市育児サークル連絡協議会 ぴよぴよ・かが
17	〃	清水初美	加賀市PTA連合会
18	〃	山本憲一	学校法人かが学園 かが幼稚園
19	〃	水島邦夫	加賀市学童保育保護者会連合会

加賀市公立保育園再編基本計画

発行日	平成 28 年 3 月
発行者	加賀市健康福祉部子育て支援課
住 所	〒 9 2 2 - 8 6 2 2 加賀市大聖寺南町ニ 41 番地
電 話	0 7 6 1 - 7 2 - 7 8 5 5
F A X	0 7 6 1 - 7 2 - 7 7 9 7
E-mail	kosodate@city.kaga.lg.jp

加賀市公立保育園再編基本計画の 計画見直しについて

加賀市公立保育園再編基本計画の概要

【策定】

平成28年3月

【計画期間】

平成28年度から
平成36年度（令和6年度）

【計画策定の趣旨】

社会環境の変化とニーズの多様化

急激な少子化に加え、保護者の保育ニーズの多様化

公立保育園の小規模化

園児の約3分の2が民間園へ入園しており、相対的に公立園の少人数化が進行

集団保育の実施困難

少人数化により、子どもの社会性を育むために必要な「一定の集団規模」の維持が難しくなっている

⇒ 「子どもたちの健やかな育ち」
のための環境を整備することを目的として策定

加賀市公立保育園再編基本計画の概要

【実施方針】

子どもの「社会性の育ち」を担保する
集団保育の観点から、適正規模による
保育運営を目指す。

- (1) 公立保育園の1クラスあたりの標準規模20人程度を目指す。
- (2) 再編は、児童数30人未満の小規模園を優先して行うこととし、最長で3年間を目途に統合する。
- (3) 児童数30人以上、80人未満の標準未満園は、暫定的に継続することとし、児童数の推移を見ながら再編時期の検討を行う。
- (4) 法人立保育園が乳児保育や特別保育を担ってきた歴史的背景や法人立保育園のキャパシティ、地域の児童数推計等を踏まえ、民間活力を効果的に活用しながら、法人立保育園・公立保育園の協働のもと、再編を実施する。
- (5) 再編は中学校区を基本とするが、再編後の公立保育園は地域の子育て支援の拠点施設と位置づける。

【休園基準】

- ・新年度の入園申込終了時点において、2年連続で20人未満の入園児童数となる場合で、かつ、年度途中の入園児童数を見込んでも20人以上の確保が困難な場合は、休園のための協議を行う。
- ・新年度の入園申込終了時点で、入園見込み児童数が10人未満となる場合は、休園する。

加賀市公立保育園再編基本計画の概要

【再編の標準的な手順及び具体的なスケジュール】

校区	No	保育園	建築等	H28.4	R3.4	R7.4
錦城	1	大聖寺	S63	4	2	未
	2	錦城	S62			
	3	三木	H31.4閉園			
	4	三谷	H30.4閉園			
橋立	5	橋立	S48	1	1	1
片山津	6	金明	R3.4閉園	3	1 (スワトン)	1
	7	湖北	R3.4閉園			
	8	潮津	R3.4閉園			
	新	スワトン	R3開園	-		
東和	9	作見	S50	2	2	2
	10	動橋	S50			
山代	11	加陽	H07	5	4	未
	12	山代	R2.4閉園			
	13	庄	S52			
	14	勅使	S50			
	15	東谷口	H10			
山中	16	山中中央	S50	2	2	未
	17	河南	S51			
合計				17	12	7 ⁴

計画の経緯とこれまでの取り組み

【計画の主な経緯】

平成28年3月
「加賀市公立保育園再編基本計画の策定」

平成30年4月
三谷保育園 休園（休園基準）

平成31年4月
三木保育園 休園（休園基準）

令和2年4月
山代保育園 休園（休園基準）

令和3年4月
金明・湖北・潮津保育園を統合し
スワトン保育園を新設（拠点施設設置）

令和6年
計画の延長・内容の修正を公表

【合意形成に向けた取り組み】

休園（三谷・三木・山代）

- ・対象地域の区長会へ説明
- ・保護者説明会の実施
- ・「社会福祉審議会こども分科会」への報告
- ・転園先（公立）との交流保育
- ・転園先への送迎の補償

統合（金明・湖北・潮津）

- ・対象地域への説明
- ・保護者説明会
- ・「健康福祉審議会こども分科会」への報告
- ・統合3園での交流会

計画の一部修正内容（令和6年12月修正）

新型コロナウイルス感染症や能登半島地震の影響により、子どもたちの身体的・精神的負担が大きい状況にあり、保育環境の変化が子どもたちに与える影響を最小限に抑えるためには、引き続き十分な配慮が必要である。

このため、本来は令和6年度をもって終了する予定であった「計画期間」及び「公立保育園運営の休園基準」について、計画の継続を行うとともに、必要な一部修正を加えた内容を公表した。

計画期間

平成28年度から平成36年度（令和6年度）

公立保育園運営の休園基準

- ・新年度の入園申込終了時点において、2年連続で20人未満の入園児童数となる場合で、かつ、年度途中の入園児童数を見込んでも20人以上の確保が困難な場合は、休園のための協議を行う。
- ・新年度の入園申込終了時点で、入園見込み児童数が10人未満となる場合は、休園する。

修正



計画期間

今後の出生数・入園児童数及び園舎の老朽化の状況等を見極めながら、計画期間を2年間程度延長し、子どもの心身の成長において最大限の配慮ができる柔軟な対応とする。（令和8年度末）
本期間中においても、保護者やまちづくり関係団体等との意見を聴取し本計画の見直しを行う。

公立保育園運営の休園基準

10人未満の場合は休園するという休園基準による、画一的な対応はとらない。
保護者等の意見を踏まえ、対応する。

再編計画（H28～R6）における成果

公立保育園17園体制から、拠点化を含めた12園体制への最適化

□ 保育の質の向上と社会性の保障

- ・ 質の高い保育を等しく提供できる体制と友達とのかかわりでの学びを保障

□ 財政・運営の効率化

- ・ 管理経費の削減及び人員配置の効率化

□ 広域連携による「中学校区」の壁を越えた交流

- ・ 保護者の就労先による園の選定や生活圏域の広がりも意識した交流

□ 跡地活用による地域の課題解決への試み

- ・ 跡地を駐車場や放課後児童クラブ等として活用し住民ニーズに合致した機能転換

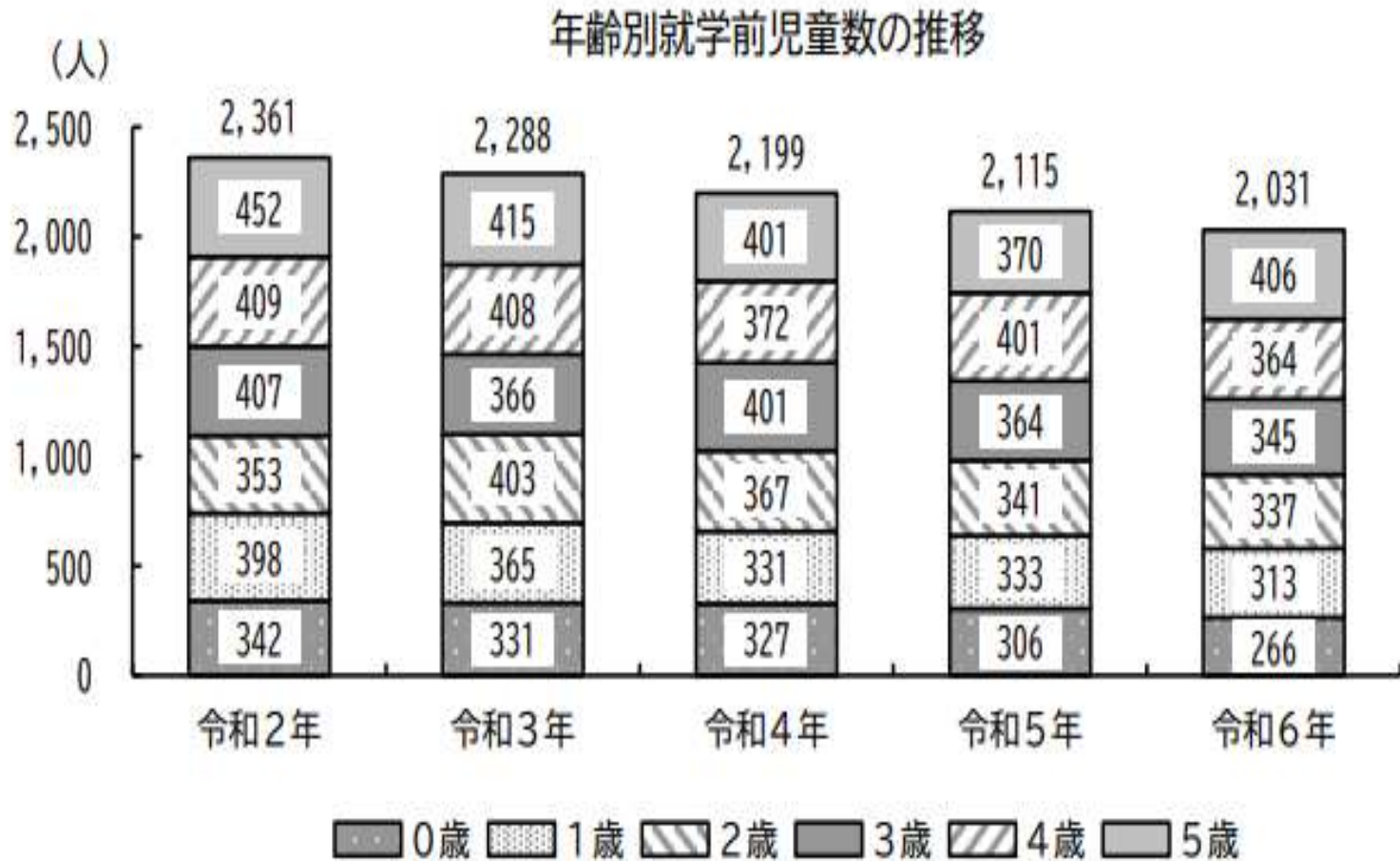
□ 地域文化の広域での継承

- ・ 各地区の祭りや伝統芸能等の地域特有の文化をより広い範囲の次世代へ継承

再編基本計画における一連の取り組みは、地域全体で子どもたちを支える基盤を整え、未来を担う子どもたちが健やかに育ち続けられる環境づくりにおいて効果を発揮している。

現在の就学前児童の現状

就学前児童数の推移数



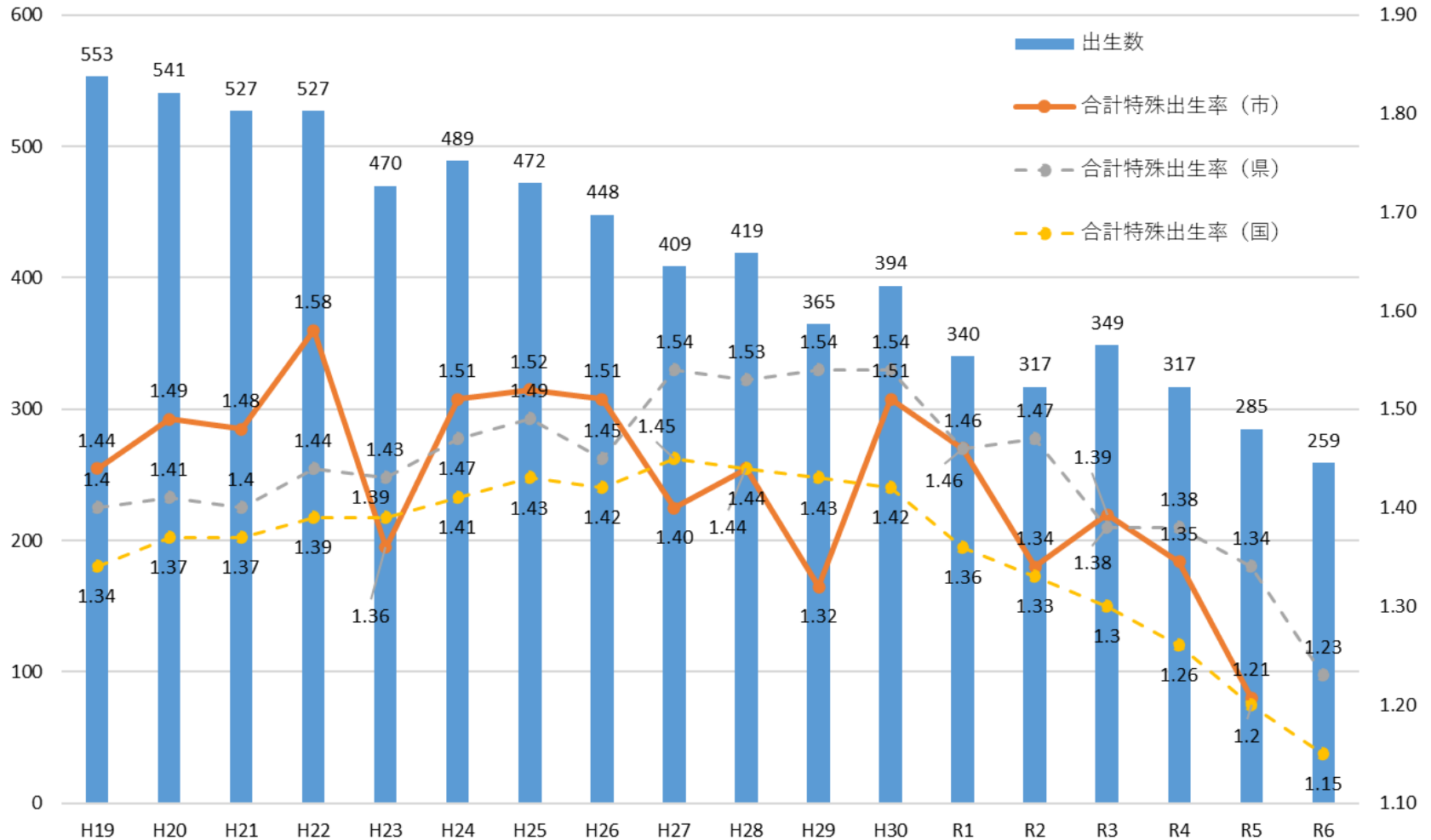
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

0歳から5歳の就学前児童数は、令和2年の2,361人から1割以上減少し、令和6年4月現在で2,031人となっている。特に0歳から1歳については同期間で2割以上の大幅な減少を記録している。

出生数の推移

出生数・合計特殊出生率の推移

(各年1月～12月)
『加賀市統計書』より



出生数は、増減を繰り返しながら減少し、令和6年で 259 人となっている。

人口推計

単位：人

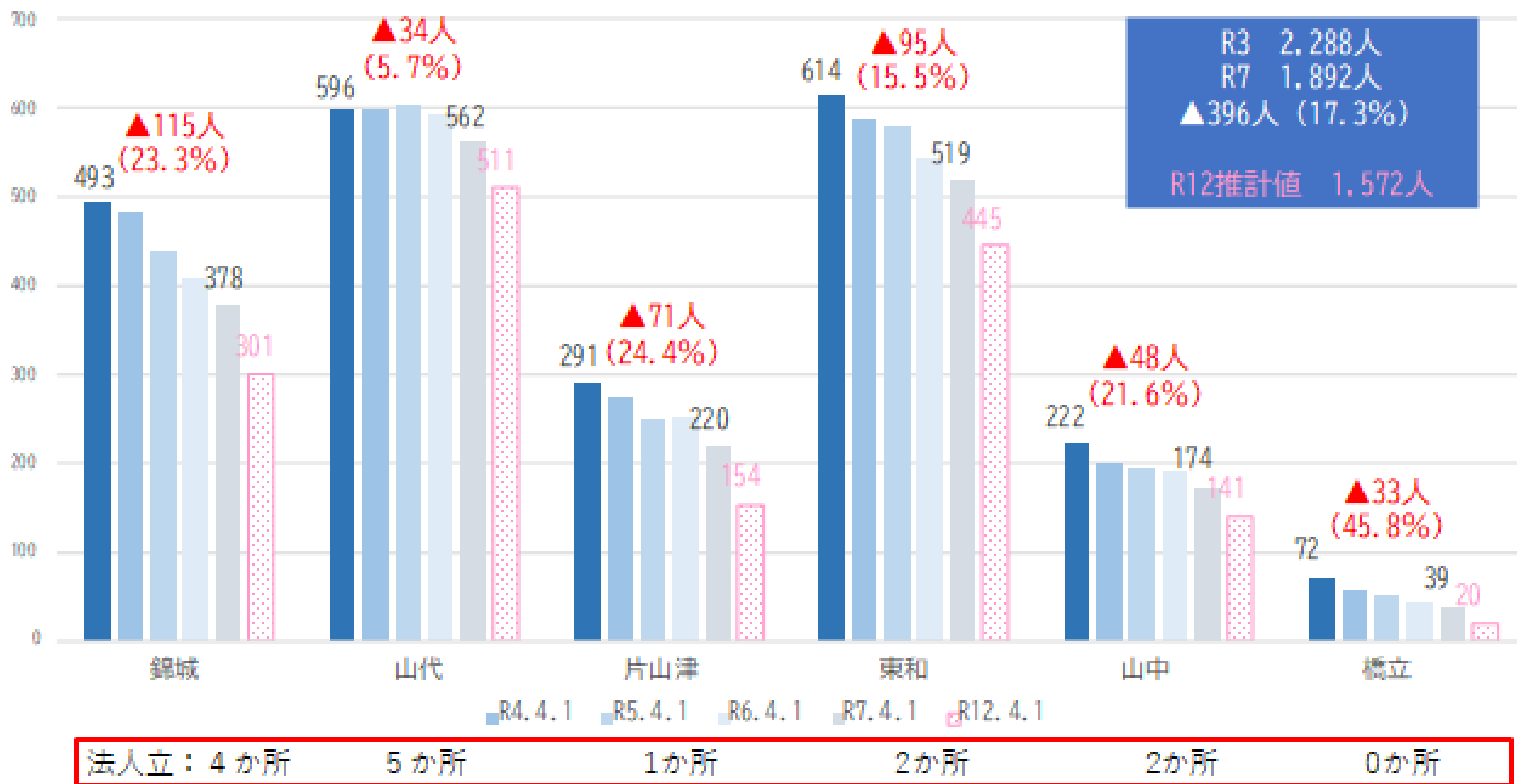
年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	283	274	268	261	254
1歳	273	291	281	275	268
2歳	319	279	297	287	281
3歳	339	320	280	299	288
4歳	346	341	322	281	301
5歳	365	346	342	323	282
小計	1,925	1,851	1,790	1,726	1,674

令和7年度から令和11年度にかけての0歳から5歳の就学前児童数は、令和7年度の1,925人から、令和11年度には1,674人へと毎年減少する見込みである。

また、令和6年の出生数259人という状況から、急速に自然動態は減少が進んでいる。

加賀市子ども計画で定めるサービスの対象となる、0歳から17歳までのこどもの人口を平成31年から令和6年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計。

中学校区別 就学前児童数推移

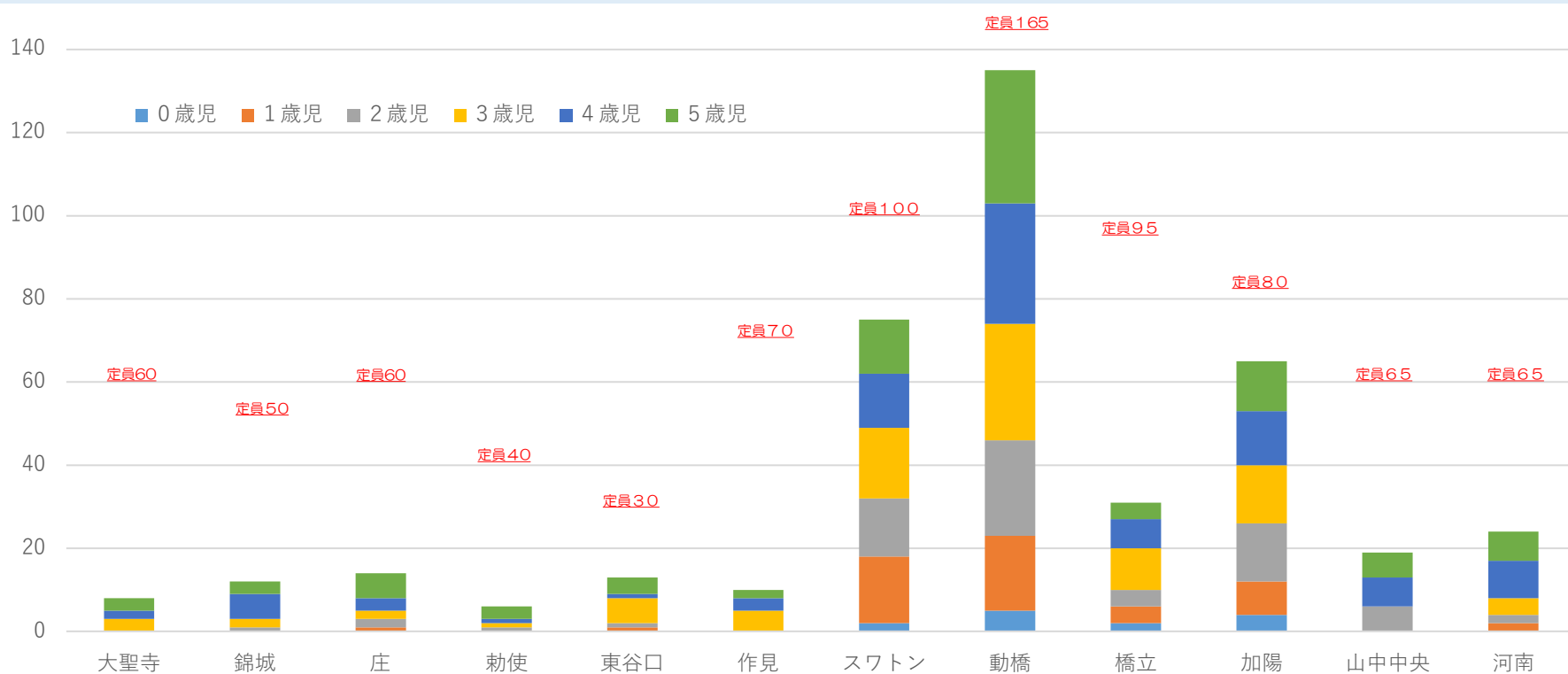


全ての地区で令和3年度から令和7年度にかけて児童数が減少し、令和12年度にはさらに大幅な減少が見込まれている。

山中校区と錦城校区で大幅な児童数の減少が加速する中、公立・法人立を合わせた定員充足率の減少が課題となっている。

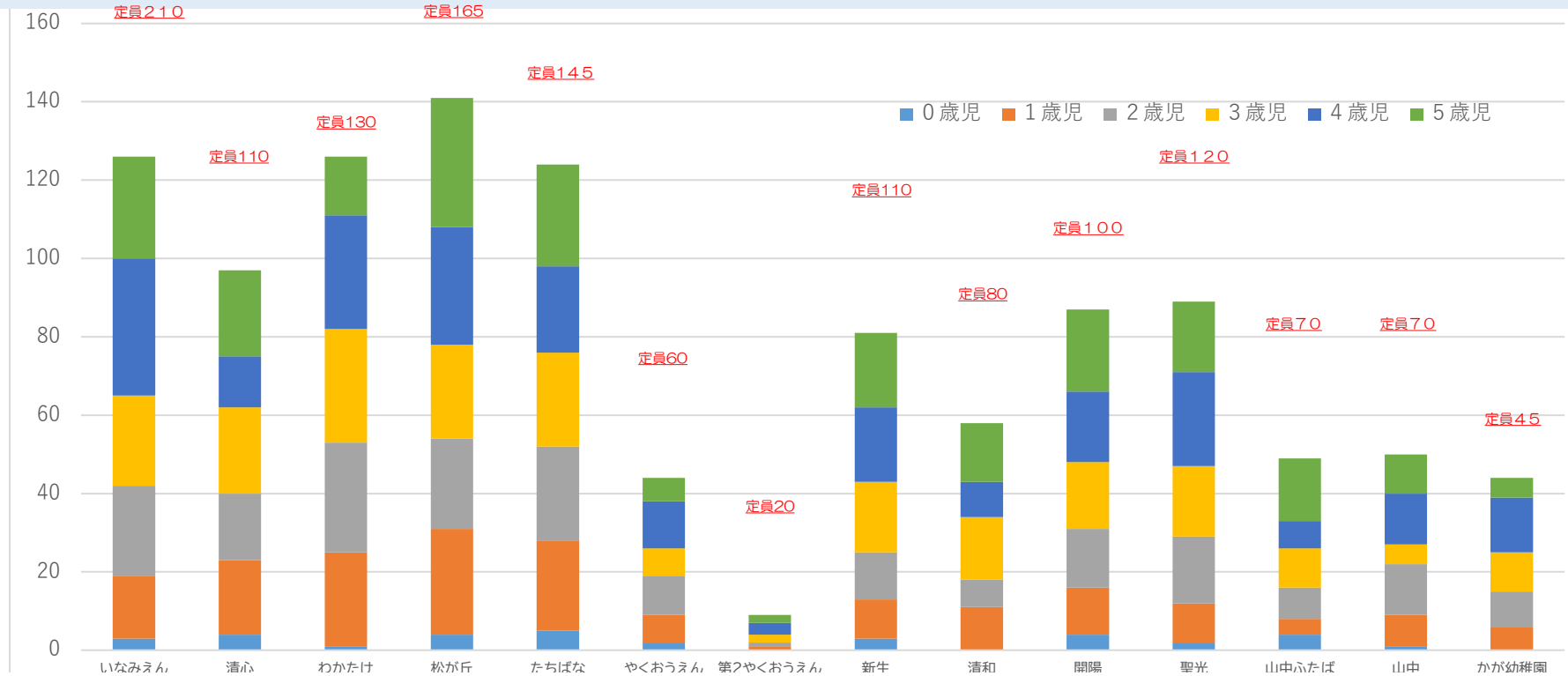
公立保育園 申込園児数

R7.10.16集計



	大聖寺	錦城	庄	勅使	東谷口	作見	スワトン	動橋	橋立	加陽	山中中央	河南
0歳児	0	0	0	0	0	0	2	5	2	4	0	0
1歳児	0	0	1	0	1	0	16	18	4	8	0	2
2歳児	0	1	2	1	1	0	14	23	4	14	6	2
3歳児	3	2	2	1	6	5	17	28	10	14	0	4
4歳児	2	6	3	1	1	3	13	29	7	13	7	9
5歳児	3	3	6	3	4	2	13	32	4	12	6	7
合計	8	12	14	6	13	10	75	135	31	65	19	24
定員数	60	50	60	40	30	70	100	165	95	80	65	65
定員充足率	0.13	0.24	0.23	0.15	0.43	0.14	0.75	0.82	0.33	0.81	0.29	0.37

法人立保育園 申込園児数 R7.10.16集計



	いなみえん	清心	わかたけ	松が丘	たちばな	やくおうえん	第2やくおうえん	新生	清和	開陽	聖光	山中心たば	山中	かが幼稚園
0歳児	3	4	1	4	5	2	0	3	0	4	2	4	1	0
1歳児	16	19	24	27	23	7	1	10	11	12	10	4	8	6
2歳児	23	17	28	23	24	10	1	12	7	15	17	8	13	9
3歳児	23	22	29	24	24	7	2	18	16	17	18	10	5	10
4歳児	35	13	29	30	22	12	3	19	9	18	24	7	13	14
5歳児	26	22	15	33	26	6	2	19	15	21	18	16	10	5
合計	126	97	126	141	124	44	9	81	58	87	89	49	50	44
定員数	210	110	130	165	145	60	20	110	80	100	120	70	70	45
定員充足率	0.60	0.88	0.97	0.85	0.86	0.73	0.45	0.74	0.73	0.87	0.74	0.70	0.71	0.98

現在直面している主な課題

【継続的な少子化と就学前児童数の減少】

将来的な保育サービスの需要の縮小が推測される。現在の0歳児・1歳児の数が極めて少ないことから、今後も児童数の減少が続くことが見込まれる。

需要の減少に伴い、定員の充足率が低下しており、地域ごとの適正な配置を実態に即して見直す必要がある。

【少子化による集団の固定化・過少規模化】

少子化の進展により、一部の園ではクラス人数が極端に少なくなり、子ども同士の多様な関わりや刺激が生まれにくい状況になっている。社会性や切磋琢磨す機会が限定され「主体的な学び」を促す環境づくりに限界が生じている。

【市全体での保育資源の過剰供給】

多くの地区で定員に大きな余裕があり、市全体で保育資源の余剰が発生している。

実施方針（改定内容）

	現行	改定方針	改定理由
(1)	公立保育園の1クラスあたりの標準規模20人程度を目指す	再考	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上と子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を目指すため ・保護者ニーズの多様化への対応のため ・従来の「1クラス20人程度」という一律の基準を見直し、今後は質の高い保育を提供できる配置が必要ではないか。
(2)	再編は、児童数30人未満の小規模園を優先して行うこととし、最長で3年間を目途に統合する。	再考	4園以外は児童数が30人未満であること、急激な少子化のため3年間の目途を待たず、対応が必要ではないか。
(3)	児童数30人以上、80人未満の標準未満園は、暫定的に継続することとし、児童数の推移を見ながら再編時期の検討を行う。	継続又は再考	(1)を踏まえ、100人を超えている定員の園においては、現行の方針でいくのか、その他の方針が新たに必要ではないか。
(4)	法人立保育園が乳児保育や特別保育を担ってきた歴史的背景や法人立保育園のキャパシティ、地域の児童数推計等を踏まえ、民間活力を効果的に活用しながら、法人立保育園・公立保育園の協働のもと、再編を実施する。	継続	—
(5)	再編は中学校区を基本とするが、再編後の公立保育園は地域の子育て支援の拠点施設と位置づける。	再考	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの中学校区を基本とした設定から、生活圏域や保護者のニーズ等踏まえた設定が必要ではないか。 ・既存の地域資源の状況と公共施設マネジメントの視点も踏まえた跡地のあり方の検討が必要ではないか。
(6)		新規	【施設の老朽化及び頻発化する自然災害への対応】 施設の老朽化に伴う維持コストの増大と安全性低下、および近年の災害の激甚化・頻発化に対応が必要ではないか。
(7)		新規	【保育士の確保と定着(人材確保)】 質の高い保育士を安定的に確保し、子どもたちに継続的で手厚い支援が必要ではないか。

計画見直し今後のスケジュール(案)

日程	内容
令和8年 2月18日	令和7年度 第3回こども分科会(計画のプロセス、現状及び課題、見直しスケジュール)
令和8年 3月	令和7年度 第2回健康福祉審議会
令和8年 5月	令和8年度 第1回こども分科会 (基礎データ、課題確認、保育の視点、アンケート、国の動向)
令和8年 7月	令和8年度 第2回こども分科会(素案)
令和8年 8月	令和8年度 第3回こども分科会(最終案)
令和8年 9月	「加賀市公立保育園再編基本計画」答申
令和8年 9月～	パブリックコメントの募集
令和8年 9月	計画の公表
令和8年10月	令和9年度 入園申込

【合意形成と市民意見の反映プロセスの予定】

市民意見の収集

- ・タウンミーティング(子育て支援施策)
- ・ワークショップ(地区向けに開催)

保護者の意見収集

- ・在園児保護者を対象としたアンケート実施
- ・保護者によるワークショップ開催

庁内・専門的調整

- ・公共施設マネジメント特別委員会との調整(他施設との整合性を確認)
- ・こども分科会での最終的な意見集約

○厚生労働省告示第百十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

保育所保育指針

目次

第1章 総則

第2章 保育の内容

第3章 健康及び安全

第4章 子育て支援

第5章 職員の資質向上

第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連

する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が

適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(㉑) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(㉒) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(㉓) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(㉔) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(㉕) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊

びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

2 養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

(2) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

㊦ ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

㊦ ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

㊧ 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

(2) 指導計画の作成

ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

- ケ 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
 - キ 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
 - ク 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。
- エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。
- オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配

慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。
- ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(4) 保育内容等の評価

- ア 保育士等の自己評価

- ㉞ 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- ㉟ 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。
- ㊱ 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

- ㉞ 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- ㉟ 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。
- ㊱ 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

(5) 評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、1の(2)に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(㉞) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(㉟) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(㊱) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく

保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつく

ったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって

考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

第2章 保育の内容

この章に示す「ねらい」は、第1章の1の(2)に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な^{きずな}絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われること

が特に必要である。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

(ア) ねらい

- ① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- ② 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。
- ③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

(イ) 内容

- ① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
- ② 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- ③ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。
- ④ 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- ⑤ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ② 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力

の下に適切に対応すること。

イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

㊦ ねらい

- ① 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- ② 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。
- ③ 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

㊧ 内容

- ① 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。
- ② 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。
- ③ 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。
- ④ 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。

⑤ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。
- ② 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切にし、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。

ウ 身近なものとの関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

(ウ) ねらい

- ① 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。
- ② 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。

③ 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

(イ) 内容

① 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。

② 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。

③ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

④ 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。

⑤ 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

① 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由

に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。

- ② 乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。

ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。

オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄^{せつ}の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(㉞) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ② 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

(㉟) 内容

- ① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- ② 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
- ③ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- ④ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- ⑤ 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- ⑥ 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- ⑦ 便器での排泄せつに慣れ、自分で排泄せつができるようになる。

(㊱) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ② 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- ③ 排泄^{せつ}の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。
- ④ 食事、排泄^{せつ}、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(メ) ねらい

- ① 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ② 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ③ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

(イ) 内容

- ① 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ② 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
- ③ 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。
- ④ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。
- ⑤ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- ⑥ 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温か

く見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。

- ② 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気づき等につなげていけるように援助すること。
- ③ この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

(ウ) ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- ② 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ③ 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

(イ) 内容

- ① 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ② 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- ③ 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- ④ 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- ⑤ 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- ⑥ 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。
- ② 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。
- ③ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(㍑) ねらい

- ① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

(㍒) 内容

- ① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- ③ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- ④ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ⑤ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑥ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑦ 保育士等や友達の話や言葉に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

(㍓) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
- ② 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの仲立ちを行うようにすること。
- ③ この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

㊦ ねらい

- ① 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。

③ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

(イ) 内容

① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。

② 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。

③ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。

④ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。

⑤ 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。

⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

① 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。

② 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。

③ 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期で

あることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。

④ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。

イ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

ウ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。

エ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとと

もに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。

- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

(イ) 内容

- ① 保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③ 進んで戸外で遊ぶ。
- ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤ 保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- ⑥ 健康な生活のリズムを身に付ける。
- ⑦ 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄^{せつ}などの生活に必要な活動を自分でする。
- ⑧ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- ⑨ 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑩ 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士等や他の子どもとの温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ② 様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- ③ 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、子どもの動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- ④ 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育士等や他の子どもと食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- ⑤ 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を

育て、子どもが他の子どもと関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

- ⑥ 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

㊦ ねらい

- ① 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ② 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

㊧ 内容

- ① 保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- ② 自分で考え、自分で行動する。

- ③ 自分でできることは自分でする。
- ④ いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
- ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ⑦ 友達によさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ⑧ 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。
- ⑨ よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- ⑩ 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。
- ⑪ 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- ⑫ 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
- ⑬ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、子どもが自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力

で行うことの充実感を味わうことができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

- ② 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。
- ③ 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるとともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
- ④ 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- ⑤ 集団の生活を通して、子どもが人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、子どもが保育士等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調

整する力が育つようにすること。

- ⑥ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

㊦ ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- ② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- ③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

㊧ 内容

- ① 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ② 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- ③ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- ④ 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- ⑤ 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- ⑥ 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- ⑦ 身近な物を大切にする。
- ⑧ 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ⑨ 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- ⑩ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- ⑪ 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- ⑫ 保育所内外の行事において国旗に親しむ。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。
- ② 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- ③ 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にすること、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- ④ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

- ⑤ 数量や文字などに関しては、日常生活の中で子ども自身の必要感に基づく体験を大切に
し、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする
意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

㍿ ねらい

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜び
を味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に
対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

㍿ 内容

- ① 保育士等や友達という言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりす
る。
- ② したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現
する。

- ③ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ④ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑤ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑥ 親しみをもって日常の挨拶をする。
- ⑦ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- ⑧ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- ⑨ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- ⑩ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、子どもが保育士等や他の子どもと関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- ② 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育士等や他の子どもなどの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え

合いができるようにすること。

- ③ 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- ④ 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- ⑤ 子どもが日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

㊦ ねらい

- ① いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

(イ) 内容

- ① 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- ② 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- ③ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ④ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- ⑤ いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑥ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- ⑦ かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- ⑧ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の子どもや保育士等と共有し、様々な表現する

ことなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

② 子どもの自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育士等はそのような表現を受容し、子ども自身の表現しようとする意欲を受け止めて、子どもが生活の中で子どもらしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。

③ 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。

イ 子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であること。なお、そのような活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して

設定すること。

ウ 特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること。

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(1) 保育全般に関わる配慮事項

ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。

イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。

ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。

エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。

オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育て欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

(3) 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容

の充実が図られるよう配慮すること。

第3章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことが大切である。

このため、第1章及び第2章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(2) 健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

(3) 疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ

め関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

2 食育の推進

(1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置され

ている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにする

こと。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。
また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。
- イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。
- ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

- ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。

イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。

イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

第5章 職員の資質向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

(2) 職員の研修機会の確保等

施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

3 職員の研修等

(1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

(2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

4 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初

任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

(2) 組織内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

(3) 研修の実施に関する留意事項

施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

○加賀市立保育園設置条例

平成17年10月1日
条例第125号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保護者の労働又は疾病等の理由により、保育を必要とすると認められる乳幼児又はその他の児童の健全な育成を図るため、加賀市立保育園(以下「保育園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定員)

第3条 保育園の定員は、規則で定める。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第20号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月15日条例第40号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
加賀市立大聖寺保育園	加賀市大聖寺耳開山町86番地11
加賀市立錦城保育園	加賀市大聖寺荻生町62番地
加賀市立庄保育園	加賀市西島町45番地1
加賀市立勅使保育園	加賀市勅使町ル22番地1
加賀市立東谷口保育園	加賀市水田丸町又53番地1
加賀市立作見保育園	加賀市作見町ナ51番地1
加賀市立スワトン保育園	加賀市潮津町ソ1番地2
加賀市立動橋保育園	加賀市動橋町へ6番地1
加賀市立橋立保育園	加賀市小塩町ろ177番地2
加賀市立加陽保育園	加賀市保賀町8番地
加賀市立山中中央保育園	加賀市山中温泉東桂木町又11番地1
加賀市立河南保育園	加賀市山中温泉長谷田町ロ341番地

保育園・認定こども園・幼稚園一覧表

資料⑥

区分	施設名	定員	入園申込数											定員	入園申込数
		H28	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R8	
保育園	公立	大聖寺保育園	60人	34人	26人	35人	27人	31人	35人	28人	20人	13人	14人	60人	8人
		錦城保育園	50人	23人	21人	26人	31人	29人	24人	22人	19人	16人	13人	50人	15人
		三木保育園	30人	11人	12人	10人									
		三谷保育園	30人	14人	10人										
		山代保育園	40人	16人	21人	19人	11人								
		庄保育園	60人	40人	33人	34人	26人	19人	18人	19人	22人	18人	19人	60人	14人
		勅使保育園	40人	35人	36人	39人	29人	28人	18人	14人	19人	12人	13人	40人	6人
		東谷口保育園	30人	27人	25人	26人	21人	18人	15人	13人	11人	11人	12人	30人	13人
		作見保育園	70人	52人	47人	48人	45人	39人	33人	30人	21人	13人	9人	70人	10人
		金明保育園	65人	36人	41人	44人	44人	38人							
		湖北保育園	65人	35人	32人	31人	25人	20人							
		潮津保育園	30人	12人	13人	12人	12人	10人							
		スワトン保育園							78人	72人	64人	69人	70人	100人	74人
		動橋保育園	165人	152人	146人	139人	139人	142人	137人	139人	136人	147人	136人	165人	134人
		橋立保育園	95人	76人	75人	72人	70人	79人	62人	45人	45人	38人	34人	95人	31人
		加陽保育園	80人	69人	73人	75人	66人	73人	74人	67人	65人	74人	61人	80人	64人
		山中中央保育園	65人	45人	41人	37人	30人	31人	23人	24人	25人	26人	22人	65人	23人
河南保育園	65人	41人	40人	41人	31人	28人	28人	31人	31人	34人	31人	65人	25人		
H27.4 認こ H29.4 認こ H30.4 認こ H31.4 認こ R3.4 認こ R4.4 認こ	私立	キッズランドいなみえん	240人	232人	225人	217人	203人	210人	186人	176人	160人	162人	145人	165人	128人
		清心こども園	110人	102人	104人	95人	101人	103人	97人	100人	88人	90人	92人	110人	99人
		かが幼稚園	200人	51人	44人	38人	38人	36人	40人	42人	45人	46人	49人	50人	44人
		わかたけこども園	160人	141人	143人	129人	133人	123人	124人	114人	121人	127人	127人	130人	126人
		松が丘こども園	190人	176人	182人	172人	171人	174人	166人	163人	167人	151人	145人	165人	141人
		たちばなこども園	150人	133人	141人	140人	136人	127人	124人	126人	123人	124人	124人	145人	125人
		やくおうえん	60人	57人	56人	50人	57人	51人	47人	48人	46人	43人	46人	55人	46人
		新生保育園	110人	110人	110人	107人	99人	100人	105人	101人	104人	102人	93人	90人	81人
		清和保育園	110人	99人	92人	92人	96人	90人	89人	82人	78人	65人	68人	80人	59人
		開陽保育園	120人	116人	114人	103人	91人	93人	101人	97人	99人	100人	88人	100人	84人
		聖光保育園	140人	127人	131人	144人	134人	126人	125人	121人	121人	113人	104人	100人	88人
		第2やくおうえん	20人	14人	13人	16人	10人	9人	10人	10人	8人	11人	12人	20人	9人
		山中ふたば保育園	80人	75人	69人	80人	71人	76人	70人	71人	64人	62人	50人	70人	52人
山中保育園	80人	77人	89人	85人	74人	70人	68人	54人	54人	50人	49人	60人	50人		
保育園	公立計	1,040人	718人	692人	688人	607人	585人	545人	504人	478人	471人	434人	880人	417人	
	私立計	1,770人	1,510人	1,513人	1,468人	1,414人	1,388人	1,352人	1,305人	1,278人	1,246人	1,192人	1,340人	1,132人	
	合計	2,810人	2,228人	2,205人	2,156人	2,021人	1,973人	1,897人	1,809人	1,756人	1,717人	1,626人	2,220人	1,549人	

※認こ・・・認定こども園